

第九十六回国会 法務委員会 議 録 第二十七号

昭和五十七年八月六日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 羽田野忠文君

理事 太田 誠一君

理事 高島 修君

理事 横山 利秋君

理事 岡田 正勝君

上村千一郎君

高村 正彦君

下平 正一君

林 百郎君

田中伊三次君

出席國務大臣

法務大臣 坂田 道太君

出席政府委員

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 関口 祐弘君

力団対策官 矢口 洪一君

最高裁判所事務 梅田 晴亮君

最高裁判所事務 川崎 義徳君

最高裁判所事務 小野 幹雄君

最高裁判所事務 藤岡 晋君

法務委員会調査 室長

委員の異動

八月四日

辞任

亀井 静香君

補欠選任

坂本三十次君

第一類第三号

法務委員会議録第二十七号

昭和五十七年八月六日

同日

辞任

坂本三十次君

補欠選任

亀井 静香君

同日

辞任

今枝 敬雄君

補欠選任

木部 佳昭君

同日

辞任

上村千一郎君

補欠選任

木部 佳昭君

同日

辞任

松永 光君

補欠選任

上村千一郎君

同日

辞任

安藤 巖君

補欠選任

資輪 幸代君

同日

辞任

資輪 幸代君

同日

辞任

資輪 幸代君

同日

辞任

資輪 幸代君

同日

辞任

資輪 幸代君

同日

辞任

資輪 幸代君

本日の会議に付した案件
民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号(参議院送付))

○羽田野委員長 これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日、最高裁判所川崎民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○羽田野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○羽田野委員長 内閣提出、参議院送付、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

ます。熊川次男君。

○熊川委員 ただいま審議の対象になっておりますところの民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案のうちで、その一つの柱とも言うべき調書のいわば簡略化とも目せられる法案がございしますが、この法案の一番の主眼点、こういうものをまず簡潔にお伺いできたらと思ひます。

○中島政府委員 ただいまの御質問は、民事の百四十四条を改正しようという点についてでございます。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕

現在の百四十四条によりますと、証人の陳述あるいは検証の結果というものは、調書に記載をしておりますけれども、訴訟が裁判によらないで完結をいたしました場合、すなわち訴訟上の和解が成立いたしました場合でありますとか、あるいは訴えの取り下げがありましたというような場合には、その訴訟に関する限りは証人調書等は不必要ということになるわけでありまして、裁判長の許可と当事者からの調書作成の申し出がないことを条件として、証人調書等の作成を省略すること

ができることとしております。これによりまして裁判所書記官の省力化を図りまして、その余力をもつてより必要な方面にこれを振り向けようというのが、改正の主眼でございます。

○熊川委員 書記官の省力化のねらいが一点、もう一点は、その発生するであろう書記官の余力を他の方面に回すという点と理解されませんが、書記官はいままで調書をつくるのが十分できなかったわけでしょうか。それとも、できるけれども、その余の書記官の活用がより緊急かつ重要ということ、本案の提出になったのでしょうか。

○川崎最高裁判所長官代理者 調書作成の現状について申し上げます。

御承知のように、民事訴訟における口頭弁論期日は、弁論だけの場合は大体一カ月程度、証拠調べが入りますと二カ月ないし三カ月というサイクルで順次回っております。これが実務の大体の平均的な状況だと思ひますが、そのような状況を前提といたしまして、書記官の調書の作成の状況を申し上げますと、弁論調書は大体終わればすぐ、一週間以内にはできるのが普通であります。証人調書等につきましては、これは次回期日、二カ月で回りますと二カ月以内に作成し、次回期日に間に合わせる、こういうような実情でありまして、大体このとおり実務は動いておるわけでありまして、その限りにおきまして不都合はないと申し上げてよろうかと思ひます。

でありますので、今回お願いをしております法改正の眼目が、書記官事務がいま大変だからこのような省力化を図っていただきたいという裁判所側の要望からではございませんで、先ほど法務省からも御説明がありましたとおり、当該事件に関する限りは必要なくなった、それまでつくるところではないではないか、このあたりが理由であります。省力化によつて出てまいりました余力はほかの事件のいろいろな書記官事務に振り向ける、あるいは簡裁でありますれば調停事務に振り向ける、このようなことを考えたいと思つております。

○熊川委員 わかりました。結局、証人調書というふうなもの作成が不要だということが明確になつた段階で初めて、それ以後に生ずるであろう調書などについての、いわば事件解決のための裁判所書記官の手続を軽減させよう、こういうふうな理解できるとすると、判決あるいは裁判以外によつて事件が解決するまでの一回とか十数回とかいろいろの裁判期日における調書の作成というの

は、原則的に行つていただくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○川崎最高裁判所長官代理者 この法律案にも書いてありますとおり、裁判によらずして事件が完結した場合ということでございますので、それ以外の場合には従前どおり調書は作成していくということでございます。御質問のとおりでございます。

○熊川委員 質問の点が、ちよつと私の方が苦足らずであつたかと思ひますので、確認させていただきます。

先ほどのお答えで、裁判によらずして事件が解決することが明白となつた場合においては、裁判を前提とする、すなわち一般的には判決を前提とするような調書の作成を省くのが主眼だ。現在書記官がつくつていないということではなく、全部事務を完遂しているからというお答えがございましたので、それでは判決以外で確定することが明白になるまでの調書の作成関係は、従前の例に従うというのが原則的方向、姿勢、場合によれば、形式的には今度の法案が通つても、指導の面においてはそのような方向でいくということでない、ちよつとお答えががみ合わない、一貫性を欠くかなと思ひます、お尋ねいたします。

○川崎最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問のとおり、ということ、書記官の調書作成事務はいままでどおり行つた。ただ、たとえば第五回期日におきまして和解ができた、たまたまその日には証人尋問も行われた、その調書は、その日でありますから当然までできておらない、けれどもそれは省略をする、こういうことでありまして、和解ができるかどうか見込みが立たないのに、早々と作成しないではつておくというようなことは、決してしないというところでございます。

○熊川委員 わかりました。そうしてみると、和解あるいはそのほかのいろいろ調停切りかえもあるでしょうが、そういう形で五回目話がついたというけれども、その五回目にたまたま鑑定なり検証なり証人調べが行われた場合は、その日の証

書調べの状況はいまお話のあつたとおりで、第一回から四回に至る各口頭弁論期日における証書調べの経過並びにその結果の記載は従前どおり完全に行うのだ、こう聞いていいのですか。

○川崎最高裁判所長官代理者 通常の場合は、先ほども申し上げましたとおり、たとえば第五回弁論期日に証書調べを行い、その後和解に入つて和解ができたという場合に、その証人調書を省略するというところに相なるかと思ひます。

ただ、集中審理等を行つて、月に二回の割合で証書調べを入れている、これが四回目、五回目やつた、六回目になつて和解ができた、期日を詰めやつておりますために、調書作成がまだ四回目、五回目は間に合つていなかったという場合もなくはないと思ひます。そういう場合には、まだできておらない調書の省略、四回期日、五回期日の証書調べ調書は省略できるということになろうと思ひます。

ただ、それはきわめてまれなケースでありまして、通常は、先ほど申し上げましたような二カ月サイクルの期日指定であります、もうすでに前回期日調書はできておるのがたまたまでありまして、実情もそうでありまして、省略する調書は当該期日の調書ということになろうと思つております。

〔太田委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

○熊川委員 そうしてみると、きわめてまれな場合、いまお言葉に出ました集中審理、月に二回以上ということでしょうか、そういうような場合以外は従前どおり調書作成は行つた。すなわち、いま二カ月サイクルと言ひましたね、二カ月サイクルぐらいで口頭弁論期日が入つてくる場合は、当該期日に訴訟手続が完結するような、裁判以外で完結するような方法があつた場合は、当該その日の証書調べは簡略化するけれども、それ以外は簡略化しないのだ、こういうふうでよろしいでしょうか。

○川崎最高裁判所長官代理者 原則としてそういう

運用、ありようになろうかと思つております。

○熊川委員 それでは例外があるのでしょうか。あるとすれば、そのディビカルな場合を一、二挙げていただきたいと思います。

○川崎最高裁判所長官代理者 代表的なケースといたしましては、先ほど申し上げました集中審理で短期間に証書調べを詰めて行つたという場合に、前回調書がまだ今回期日に間に合つていないというような場合でございます。

そのほかにはちよつと実例としては考えられないのでありますが、たまたま当該書記官が病氣等で調書作成が間に合なかつた、前回期日の調書作成が間に合なかつたところ、今回期日において和解が成立したというような場合、これはまた法律の要件に該当すると思ひますので、省略していいということになろうかと思ひます。これも例外的な場合でございます。

○熊川委員 そうすると、今度の審議の対象になつております民事訴訟法百四十四条、この「ただし書を加える」という欄がございまして、この欄に、「但し訴訟が裁判二因ラズシテ完結シタル場合ニ於テハ当事者ガ訴訟ノ完結シタルコトヲ知リタル日ヨリ一週間ヲ経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除ク外」云々、こうありますが、そうすると、この「一週間ヲ経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出」云々と

いうのは、一週間を経過するまでに、最後の、裁判以外によつて事件が解決することになつたその日の証人調べ、証書調べの内容について、一週間以内につくつてくださと言ひたい限りは、原則は書くんだ、条文にはないけれどもそう理解していい、こういうことになりませんか。

○川崎最高裁判所長官代理者 この新しい条文によりまして省略の対象となる調書につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ここに書いてある要件は、たとえば和解で終わったといったとすると、その終わった日から一週間を経過するまでに調書を作成してくれという申し出があれば、まだつくなつてない調書、いわば省略の対象となる調書は作成しなければならぬ。だからその場合、原則としては当該期日の調書ということになると思ひますけれども、先ほど例外があると申しましたが、例外の場合は、申し出があればその前回期日調書もつくらなければならぬということでございます。

〔高島委員長代理退席、太田委員長代理着席〕

○熊川委員 大体原則はわかりました。例外もきわめて集中審理などによつてあつて、五回と四回が、言うならば最後の口頭弁論期日と直前の期日がきわめて接してつたような場合は二回ぐらいつくらないこともあるかもしれないが、それ以外は原則としてつくらせません、こういうことでございますね。——はい、ありがたうございました。

それから、観点を変えますと、本来ならば書記官が余り期日経過を経ないで調書を作成しております、こういうことだったのでありますが、だとすれば、特段の事情が何かあるときに、これは見方の相違になるかもしれませんが、書記官ないしは裁判所の方で、当事者または当事者の代理人に、調書を作成しなくてもよろしいかというよう聞き方もあるかと思ひます。当事者の方から一週間以内に出さない限りは原則つくりませんみたいな原則といひますか、ともかく本人または代理人から調書を記載してほしいと言つたときにのみつくるといふ形にも読めるのです。これはそうではなしに、逆に、原則はつくりません、ただし裁判所の方が当事者または当事者の代理人から不作成の了諾を得たときにはつくりなくともいいのだというように記載はちよつとあれでしょうか、まづかつたのでしょうか、この辺のいきさつ、ちよつとお話しいただけますか。

○中島政府委員 通常の事態を考えると、たとえば和解成立であります、そこに当事者はそろつておるわけでありまして、したがって、裁判所の方から、この事件については和解が成立したので調書の省略をしてよろしいかということを確認しまして、そこで決着がつくんだらうとい

うふうに思うわけでありませう。しかし、その場合には代理人だけが出ておまして、調書の点については本人に確かめてみないと確定的なことは言えないので、ちょっと待ってもらいたいというふうなケースもあろうかと思うわけでありませう。その場合には一週間以内に申し出ていただくという事で、この条文を考えたわけでありませう。

○熊川委員 それはわかるのですけれども、この根本にひそむものが、いわゆる俗に言うところの職権主義的な発想であつては困るなということでございます。原則はつくらないんだというふうにも読めますから、一週間以内につくつてくれと幾ら裁判以外の方法によつて完結したときでも当事者が言つてこない限りつくらないんだというふうな、いわば本来つくべきものであるから、また現につくつていないんだから、裁判所の方から、これはつくらなくていいでしようかというふうな姿勢があつてもよかつたか。裏を返して端的に言えば、若干職権主義的な萌芽がもし芽を出しているとしたら、この辺は運用に当たつてもきわめて留意をしていただきたいというのが主眼でございますから、この点をお含みいただきたいと思ひます。

〔太田委員長代理退席、委員長着席〕

それから、時間がございますので、原則として裁判以外によつて事案の解決ができたその日の口頭弁論なり証拠調べのつくらないんだという原則はわかりましたが、その日のことであつても、ときに裁判官の更迭があつたり、あるいは極端な場合、証人の偽証のおそれがあるとか、いづれにしても、かけがえのない調書になるような場合があり得るかと思ひますが、それも一週間を経過した後に発生するおそれはないと言へないと思ひます。きわめてまれな例かもしれないと思ひますが、そのような場合は裁判長の許可にかからしめていただくという御配慮にならうかと思ひますが、そういう事案の予防策などについてはどんなふうにお考えいただけるか、簡潔にお願いでき

ますか。

○川島最高裁判所長官代理者 ただいま裁判官更迭の場合というところをおっしゃつたように思ひましたが、当該期日で事件が和解あるいは取り下げで完結するわけでありませうから、完結して事件は終了するわけでありませうので、更迭の問題は生じないかと思ひます。

あと、偽証等の場合に調書を省略してしまふと、ある意味で証拠が残らないではないかという点は確かに御指摘のとおりでございます。ただ、私も経験的に申しますと、偽証が問題になるというふうな場合は、当事者双方の訴訟活動から、訴訟指揮をしている裁判官はわかりますので、当事者に、省略していいかどうか急を押しすることにならうかと思ひます。そういうことによつて、御心配のようないことは防止できるのではないかと思つております。

○熊川委員 ありがとうございます。

それから、ちよつと飛び飛びになつて恐縮ですが、今回は送達に關してもかなり訴訟促進的な御配慮をいただいておりますので、御苦勞のほどを感謝するわけですが、ただ、その過程において送達の効率化あるいは便宜化という一方の利益の面に、被送達者、送達をされるべき箇合の人の被害を受けないように御配慮をしていただかなければならないと思ひます。

そこで、一、二疑問になるのは、提案理由とかいろいろ御説明を拝聴して、読ませていただいて、いろいろすばらしい利点があることはわかりましたが、本人の就業場所への送達などに関しまして、その受領者をかなり広めておりますが、その受領者の中には、余り従前の法律用語ではなじみの薄い、事務員とか、あるいは雇人、あるいは、さらに非訟能力のある者云々という形で、抽象的な言葉が出てきておるわけですが、こういうことによつて送達手続の錯綜といひましようか、送達手続そのものに關して、手続面においてよいけい紛争が起るようなことがないようにしていただきたいと思ひますが、この辺のお考えを

お聞かせいただけたらと思ひます。

あわせて、そういった能力の存否、あるいは事務員であるかどうか、雇人であるかどうかというものは、いつ、だれが、どういう時点で、どんな資料をもとにして判断するものかも教えていただけたらと思ひます。

○中島政府委員 主として前半の部分について、私の方からお答えをいたしたいと思ひます。

現在の法律ですと百七十一條というのがございまして、住所、居所、事務所、営業所における送達において補充送達をすることができ、その補充送達は、受送達者本人の「事務員、雇人又ハ同居者ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者ニ書類ヲ交付スル」という規定になつておるわけでございます。

今回は、就業場所における送達というものを新設したいということでございますので、その場合における補充送達は、本人の事務員、雇人または同居者ということにはならないわけでありまして、本人の雇人主等の事務員、雇人ということになるわけでありませう。そこで、その範囲を住居所等における補充送達よりも制限をいたしまして、同居者というのを除いております。したがって、雇人主等あるいは「其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者」ということになつたわけでありませう。したがって、従来からの点についての判断は、送達機関でありませう執行官あるいは郵便の事務を取り扱う者が判断をいたしておりますので、今回新しい判断事項を加えるということではないという次第でございます。

○熊川委員 この事務員というの、細かい点でありますけれども、たとえば事務員というカテゴリーの中には、夏休みの学生のアルバイトなんか入るのかどうか。さらには、ときどき留守を頼まれて、留守がてら事務もつてゐるかもしれないが、そういう人とか、微妙なケースが送達の効率化を願へば願うほど出てくると思ひますので、この辺の境界は、一、二例を挙げてお話し

ただけるでしょうか。

○中島政府委員 事務員もしくは雇人というところでありませうが、アルバイトは事務員というふうに見ていいの、あるいは雇人に見ていいのかわかりませうけれども、抽象的にはこれに含まれるというふうに考えられるわけでありまして、具體的なケース、ケースにおきましては、若干判断に微妙な差の出るようなものはないわけではなないというふうにお考えをしておりますが、それを余りに法律によつて限定をするということは、かえつて送達における判断が困難になるというふうなこともあるわけでありませう。その判断は、個々具體的なケース、ケースによつて送達をすべき吏員が判断をするということになるわけでありませうが、もし、その送達の効力が争われるということになりますれば、最終的には裁判所によつて決着がつけられなければならないというふうにお思ひいただけます。

○熊川委員 本来最も手続の確実性を尊重すべき訴訟手続の送達、訴訟係属がするかしなにか、あるいは最終判断、判決が到達するかしなにかというふうなきわめて重大なときもあるわけですから、それがケース、ケースによつてというふうな形ですと、本来の法的安定性といひましようか、そういう面にちよつと背くような気がするもので、慎重に、確実なケースを積み重ねるよう御配慮いただけたらと思ひます。

最後に、そのような紛争があつた場合においては、その手続において解決するといふニュアンスにお聞きしたのですが、雇人、事務員が裁判所からの書類を預かつたけれども、失念して本人に渡さなかつた、あるいは期日を徒過してしまつた、のみならず、アルバイトの人が棚の上に上げておいて、もうアルバイトをやめて来なかつたというふうな形で、いづれにしても本来送達を受くべき人の故意または過失、落ち度によらずして手に渡らなかつた場合において、あるいは判決などによつて不要期間が徒過したというふうな場合の不利益はだれが負担し、かつどのような救済方法があ

るのでしようか。簡潔にお願いできたらと思ひます。

○中島政府委員 就業場所等において補充送達が行われた場合には、百七十一條の四項という条文を準備しておるわけでありまして、そのときには「裁判所書記官其ノ旨ヲ送達ヲ受ケタル者ニ通知スルコトヲ要ス」ということになっております。

別途普通郵便等によりまして、受送達者の主として住居所あてに通知をいたしますから、それによつて受送達者としては職場の同僚に自分に対する書類が渡されたことを知るわけでありまして、それで確かめることができるわけでありまして、仮に書類を受け取った本人が失念をしております。そのまゝ書類が受送達者の手に渡らないということとはほとんど考えられないわけでありまして。

しかし、非常にまれな場合といたしまして、何らかの理由によつて受送達者本人に書類が届かないという場合も理論的には皆無ではないわけでありまして、その場合には、ただいまおっしゃいましたように、本人の責めに帰すべからざる理由によつて不変期間を遵守することができなかったということになるわけでございます。その場合には、民訴法の百五十九條でありますかの訴訟行為の追完が許されるということになるかというふうに考へております。

○熊川委員 ありがとうございます。時間でございますので、これをもって終わりにさせていただきます。

○羽田野委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 最初に大臣にお尋ねをいたしたいわけですが、この法案については大臣が提案説明されたわけでしょうか。どうして大臣が提案説明されたのでしょうか。

○坂田国務大臣 法務省の所管だと聞いておるわけでございますが、そういう形で御説明申し上げたわけでありまして、この法案の中のどこが法務省に關係してありますか。

○中島政府委員 法律ごとと所管の省庁というのが決まっております。民事訴訟法は法務省の所管の法律ということになっておるようになり承知いたしております。

○稲葉委員 私が聞いていたのはそんなことではなくて、この中身のどこが法務省と關係が出てくるのですか。この法案の中身、どこが法務省と關係してありますか。それを聞いていたわけなんです。

○中島政府委員 中身の点は別といたしまして、形式的に民事訴訟法という……（稲葉委員「いや、別とするんじゃないよ。中身を聞いていたのだ。だめだよ」と呼ぶ）そういう理解でございます。

○稲葉委員 そんなことを聞いていたのじゃないのです。この法案の中身は法務省とどこが關係しているのですかと聞いていたのだ。民事局とどこが關係しているの。説明してください。どうもよくわからぬ。私は二日ぐらい考えたのだけれども、よくわからないから聞いていたわけだから。

○中島政府委員 法務省所管の法律の中には、法務省に直接の關係のない法律というものも数多くあるわけでありまして、したがって、中身というよりも法律そのものについて所管が決まっております。そのまゝに理解をしておるわけでありまして、それが離れて、個々の条文で法務省の仕事に關係のある条文があるかということをおっしゃいますと、いますぐちよつと思ひ浮かびます。

たとえば供託というふうなことになりますと、私の方で供託をやつておるとか、そういった個々の關係になるわけでありまして、民事訴訟法でありますから、主として關係するのは裁判所の手續というところになるかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、供託についてはこの法案で改正があったのですか、なかったのですか。これは日弁連の中にも入つていたのを省いたのですか。その点についてはどういふ關係になっていきますか。

○中島政府委員 ただいま申し上げましたのは、民訴の中のある条文に何か關係があるかというお尋ねでありましたから、たとえば供託というふうなこ

とになりますと、法務省法務局の所管の仕事に關係をしますというところを申し上げたわけでありまして、民事訴訟法が供託という言葉を使つて規定しております場合、それは主として訴訟手續に反映をする、訴訟手續の必要上供託をするとかしないとかということが中心に規定されておるわけでありまして、その供託の具体的な方法等につきましても、民訴にも若干規定はございますけれども、主として供託法その他に規定があるという關係でございます。

○稲葉委員 いや、この法案、改正案を出しているわけでは、改正案の中で供託のことは書いてあるのですか、ないのですか。

○中島政府委員 五百十三條の改正というものが問題になっておりますが、そこに若干供託の關係が出てまいります。

○稲葉委員 じゃ、ちよつとその点を説明していただかせんか。

○中島政府委員 五百十三條の規定によりまして保証を立てるというところになるわけでありまして、その保証を立てる場合において、「供託ヲ為スニハ其裁判ヲ為シタル裁判所又ハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス」という規定になっておるわけでありまして、従前の二項を削り、三項を、若干文字の修正はいたしておりますけれども、二項に繰り上げたわけでありまして。

これは、以前に民事執行法の改正が行われました際に、その關係で執行法の十五條という規定が設けられました。従来の供託の取り扱ひといったしましては、供託を積むのはどの供託所でもよい、理論的にはそういうことであつたわけでありまして、その供託をいたしまして供託所から供託書正本というのをもらひまして、その供託書正本を裁判所に持つていく。その裁判所に届ける先は制限があつた。こういうことになりました。その供託書正本を裁判所に届けて初めて供託をした効果が發生するという考へ方であつたわけでありまして、それを先ほど申しました民事執行法の十五條、

それからそのとき同時に行いました整理法によりまして民訴の百十二條というものを改正をいたしました。それによつて、供託すべき供託所はその管轄裁判所を管轄する地方裁判所の管内の供託所に限るといふことになりました。同時に、以前行われておりました供託書正本を裁判所に届けるという手續を持つまでもなく、供託をするによつて供託をした効果が發生するということになったわけでありまして。

そのときに、五百十三條を同時に同じような形で改正をすべきであつたわけでありまして、けれども、それが若干技術的な問題から改正漏れになつておりましたので、今回その点を手当てをしたというものが、五百十三條の改正でございます。

○稲葉委員 これは実は私も悪かったのですが、民事執行法のそのときの十五條の問題は、この前のときに深く研究しなかつたわけですね。本来こういう条文は全部逐条審議すべきだと思うのですが、そういう形になつてないものですからね。

たとえば控訴を提起した場合に、控訴提起に伴う執行停止の申請をしますね。その場合の供託は、たとえば新潟なら新潟の事件であつて東京高裁に控訴をしたときに、今度は供託は東京の法務局へ供託をしなければいけません。そういうふうな今度の新潟で供託したのじゃいけないわけでしょう。そういうふうになつたわけでしょう。

これは非常に不便なんです。それは効力の發生は供託だけで効力を發生するかも知れぬけれども、東京高裁へやつてきて、そこで執行停止をもつても、また新潟なら新潟へ帰つて、宇都宮なら宇都宮でもいいです、帰つて供託して、また今度こつちへ持つてくるんですよ。非常に不便なんです。

私はどうもその点が、この前の審議のときにそこまで審議しなかつたんですから、こつちが悪いんですけれども、どうもかえつて問題が一般国民には不便になつておるんじゃないかと思つたわけなんです。しかし、これはもう通つてしまつた法律ですから、そのことをかれこれ言つてもしょうがありません。

ませんけれども、そういうふうに感じておるわけ
です。

それは、ただ供託することによって効力が発生
したという形になれば、そういうふうなところで
利便があるのかもわからないですね。いままで
は、停止決定のような場合でも、幾ら幾らを供託
することで停止決定という形を出していたわけ
ですね。そうすると、それだけをもらうと、供託し
たのかしないのかわからぬわけです。供託すれば
停止をするという決定だったわけですが、今度は
停止決定が、供託してからでないで停止決定を出
さないという形にいつから変わったんですか。執
行法に伴って変わったんですか。これはどうい
うふうになったんですか。

○中島政府委員 従来から両方のやり方があるよ
うでありまして、まず保証決定をして、そして保
証を積んできた場合に保証を積ませた上でかくか
くの決定をするという方法と、それから幾ら幾ら
の担保を供託することを条件として停止するという
場合とあるようでありまして、保全処分の場合に
は主として前者の方法をとっており、執行停止の場合に
は主として後者の方法をとっており、考えてお
るわけでありまして、例外的にそうでない取り扱
いもやっておりますが、承知しておるわけでありま
して、必ずしもそれは民事執行法の改正等とは直接
の関係はないということでございます。

○稲葉委員 これはこの法案の問題ではないわけ
ですからね。ただ、控訴提起に伴う執行停止のと
きは、民事執行法との関係でそういうふうに変わ
ったんじゃないか、こういうふうにも私に思われ
ます。

それから、各高等裁判所によってみんなやり方
が違ふんですかね。これが私もよくわからないん
ですが、いずれにしてもこれは統一した方がないん
じゃないかとも思うし、あるいはそれは各裁判
官の考え方なりその裁判所の慣行がありますか
ら、ここでわれわれがこれ言うべき筋合いでは
ないと思うのですが、いまは、その話が法務省
に関連していると言っていますから、関連してい

るのをごだろうと思つて私も考えてみたら、ど
うも五百十三条だけの話のように思ふから、そう
いう話がだんだんそこへ行つてしまつたわけだ
けれどもね。これは直接この法案に係ることに
はありませんが、ここら辺にしておきます。
そこで、これはどなたにお聞きしたいの
ですか。やはり大臣なのかな。だつて提案者が大臣
だから、大臣に聞かないと筋が通らないのだと思
うのだけれども。提案理由の説明に、民事訴訟手
続等の適正を図つた、こう書いてありますね。い
ままで適正でなかったようにとれるのですね。適
正の度合いが足りなかつたように思えるね、この
書き方は。そう思いませんか。適正を図るのだか
ら、いまだ適正でなかつたようにとれるのだけ
れども、この法案のどこにこの部分が具体的にあら
われているのですか。

○中島政府委員 従来適正でなかつたという意味
ではございせんけれども、世の中の状態が変わ
るに従つて、従来の条文で運用しておつたのでは
不十分な点も出てまいります。したがつて、いま
より適正に運用するために必要な条文の改正をお
願ひしたいという趣旨であるわけでございます。
適正、円滑というふうな両方一括してのことにな
るわけでありまして、たとえば送達の方法につ
いて就業場所における送達を新設して、従来
の手續では送達できなかったものについての手当
てをする、あるいは調書の省略、判決書の記載の
簡素化等によりまして、省力化によつて生じた余
力をより必要な部分に振り向けるということによ
つて、手續のより適正、円滑な運用を図る必要が
あるというわけでございます。

○稲葉委員 いや、円滑はわかるのです。適正と
いうのがわからないのです。いまだ適正が足り
なかつたという意味にとれるでしょう。そのこと
を、いまだあなたのおっしゃつたようなことによ
つて適正化が図られたのか。適正という言葉は、不適
正ということに関連して適正という言葉がある。
言うならば質的に変化していくということになる
わけですからね。どうも適正と円滑というのをた

だ普通に並べるから、修飾語で並べただけという
なら、それはそれで話わかるのです。適正と言
うから、何かおかしくなつてくるのです。

○中島政府委員 たとえば、今回証人等が不出頭
の場合の過料、罰金の額も引き上げたわけでは
ないですが、従来の額によりましては証人等の出頭
を確保するのに十分でないというところであります
ので、今回の過料、罰金の額の引き上げも、理
論的に見れば証人の出頭確保につながる、より適
正な裁判が期待できる、こういうことになるわけ
であります。

○稲葉委員 証人が出てこないで、過料だと思
いますが、罰金もありました。忘れましたが、
一体そんなことありますか。

○中島政府委員 私の裁判所時代の経験では、民
事でございましてけれども、一件だけ証人不出頭の
場合に過料にしました。当時は五千円の過料の時代で
ございましてけれども、勾引というような意見もあ
つたわけでありまして、まず過料をしてみ
ようというところで、その事情を聞くために呼び出
しましたところ、当時二十五、六年でありました
が、まだ物の不自由な時代でありまして、着てい
く着物がなかつたということでありまして、洋服
は何でもいいたというところで来てもらいまし
て、過料もしたと思ひますけれども、その経験が
一件あるわけでありまして、ほかに統計的なもの
については最高裁判所の方から答えていただき
たいと思つております。

○稲葉委員 別にそれほど重要なことでもありま
せんから、別に重要でもないことを質問するのは
おかしいと言へばおかしいのだけれども、あれで
すから、今度は重要なことを質問します。

これの中で私、わからないのは、たとえば送達
が大きな問題になつてゐるわけですね。それはこ
れからお聞きするわけですが、法制審議会の存在
といひますか、ことしになつて法制審議会に一体
何と何がかつたのですか。この法案も法制審議
会にかつたわけですね。たしか三月二十四日だ
つたと思ひますが、かつたわけですね。いろいろ

る説明を聞きましたけれども、かつたのです
ね。民訴法の部会だと思ひますが、三ヶ月さんが
部会長ですか、そこで一体何回ぐらい、どうい
うふうな議論がこれに関連してあつたのですか。そ
こら辺はどういうふうになつておるわけですか。
また、法制審議会にかけるべき基準というふう
なものはどこにあるのですか。何かあなたの方の
係ではないらしいですね。司法法制調査部とい
うのが法制審議会の管轄でもあるように聞いている
のですが、いまの点はそういうふうになつてい
るのですか。

○中島政府委員 法制審議会の所管は、ただいま
おつしやいましたように司法法制調査部でござ
います。中身のいかんによりまして、刑事局、民事
局等が非常に深くかわり合ひを持っております
ので、私の方から便宜お答えをいたしますけれど
も、法制審議会にかける基準ははっきりしたもの
があるかと言われますと、これは一般的に重要法
案の、しかも重要な事項について審議をお願いす
るということであらうかと思ひます。

民事局関係で申しますと民法部会、民事訴訟法
部会、民事執行の部会がございまして、その他にも
国籍法部会、商法部会、国際私法部会、いろいろ
の部会があるわけでありまして、本年になつて改
めて法制審議会に審議をお願いした法律なり改正
なりはございせん。以前からそれらの法律につ
いての改正問題についての審議をお願いしてお
るわけでありまして、民事訴訟法の改正について申
しますならば、昭和二十六、七年ごろに非常に基
本的、包括的な諮問が出されておると記憶いたし
ております。それに基づいて、法制審議会ではそ
のとときに必要な部門についての審議を行われ
まして、結論を得たその都度答申をしております
ということになつておるわけでありまして。

今回のこの改正でありますから、そもそも始まり
ましたのは、昨年の九月ごろからであつたと記憶
いたしております。法制審議会の民事訴訟法部会
で審議が始まつたわけでありまして、その間、民
事訴訟法部会も二度、三度開かれております。そ

のはかに小委員会というのが数回開かれておりまして、その事前には準備会というのが小委員会一回について一ないし二回開かれておるわけでありまして、そこでまず今回審議すべき項目を決め、それについてのかなり詳細な審議をしていただきまして、最後は三月九日の民事訴訟法部会で答申の要綱案を決めていただきまして、それを三月二十四日の法制審議会の総会にかけまして、そして答申要綱をお決めいただいたというような経過でございます。

○稲葉委員 私がお聞きしたいのは、民事訴訟法全体の改正の中で考えられているかどうかということ、考えられているとするならば、その中でこの法案はどういう位置にあるのか、こういうことをお聞きしたいわけなんです。いや、民事訴訟法全体の改正は考えていない、これはこれだけなんだということならば、これはそうかもしれないけれども、このほかにも民事訴訟法として改正すべき点があるというふうに、全体として法務省としてはお考えになっているかどうか、こういうことです。

○中島政府委員 法制審議会の民事訴訟法部会において、次に何を取り上げるかということが昨年の部会においても審議されたわけでありまして、その際に、私の方からは、この裁判所関係の緊急に必要な送達その他の規定についての御審議をお願いしたわけでありまして、部会としては、そのほかたとえば仲裁手続でありますとか、あるいは証拠法の関係を見直したらどうかというような、いろいろな御意見があったわけでありまして、私どもとしては、まず当面この問題をやっていただきたいということで、今回半年ばかりかけてこの問題が終わりましたので、この次はそのときに問題が出ておりました他の事項に移って審議が行われるであろう。したがって、民事訴訟法の今回問題になりましたような事項類似の項目が引き続き取り上げられることはないというような状態でございす。

○稲葉委員 いま仲裁の話も出ましたけれども、

仲裁というのは、いわゆるアービトレーションですか、日本じゃこれはほとんどないのじゃないですか。ないと言つてはあれかも知れぬが、ほとんど事実上ないですね。そのために和解手続なんかがあるわけですから。

それはそれとして、証拠法の問題ですか、ちょっとよくわからなかったけれども、いずれにしても、これは全体の中の一コマとして、緊急を要するからということであつた方としてお出しになったというふうに考えておるわけなんです。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕
率直に言つて、私も送達ができなくて困っていることは事実なんです。これは。本場に困っています。困っているから、それじゃ一体どういう案が一番いいかということになってくる。これはまたなかなかむずかしいことになってきて、そこでこの法案についても慎重に審議しなければいけないんだ、私はこういうふうに理解をしておるわけなんです。

そこで、さつき最高裁の民事局長が熊川さんの御質問の中でお答えになった訴訟の迅速化の問題についての関連だと思つて、公判期日の調書の問題ですか、和解調書の問題かな、証人調べがあつたときの後で和解ができてしまえば、普通、証人調書は同意を得て省略してしまふ。いまもやつておるわけですが、そういうようなことで証人の呼び出しの関係の期日について、普通の口頭弁論のときには月に一回ぐらいずつだ。これはそのとおりだと思つて、何か証人調べのときは二カ月か三カ月ぐらいで証人調べの期日が指定されるような話がいまありましたね。そんなことはないんじゃないですか。それはきわめて異例であつて、証人調べは長ければ大体半年、どんなに短くても大体四カ月は――簡単なものは別ですよ、きわめて簡単な証人調べは別だけれども、なつておるのです。

これは最高裁、私はこういう法案について最高裁を呼ぶことは反対なんです。最高裁というのは司法権のあれですから、立法院へ最高裁が出てく

るということは反対なので、私は最高裁の人はお呼びしない主義なんです。進んで出てこられたものをお断りするわけにはいかぬからあれですが、それは別ですが。

そこで、私はこういうことを調べていただきたいと思ふのです。

第一、まず民事の開廷が、たとえば本庁でも支部でもいいのですが、民事で一人の裁判官が三開廷やつておるところが、一体どの程度ありますかと。ということですね。まずこれはないでしよう。一人の裁判官が三開廷ですよ。東京はやつておるかも知れぬ。しかし、東京の場合は、またこれは隔日勤務だし、いろいろですかもわからぬが、とにかく三開廷やつておるところがどのくらいあるのかということ、二開廷やつておるところがどのくらいあるのか。それから、一開廷半というものがどのくらいあるのか。それから、そういうものがどの程度あるかというのを、これはさつぱり最高裁においで願つておるのに何も御注文しないのも悪いですから、それをよく調べておいていただきたいと思ふし、わかつていればわかつておるでいいのです。

そのときにまた困るのは、係の書記官がいるわけですね。裁判官のその日のその事件はこの書記官だということになっているわけですから、その書記官と裁判官とでペアを組んでおるわけですから、それに合わない期日が決まらないわけですから、だから、証人調べもそういう関係で、日が決まっても、その書記官の日のその日に当たるからだめだということになる。そういうような関係で非常に延びてきているのが多いのだ、こういうように私は理解しているわけですね。

だから、いま言ったように三開廷やつておるところと二開廷やつておるところと一開廷半あるというふうになっているのか。そのことをいまあなたのお話、熊川さんの質問では、何か二、三カ月で証人調べが行われるようなお話をしておられたからど

うも、そういう事実はないことはないけれども、それはきわめて少ない。普通の場合は長ければ六カ月。六カ月というの、これも少ないかも知れぬけれども、たとえば一時間半とか二時間というときには、六カ月ぐらいになってしまふ。普通は短くても四カ月ぐらいはかかつておるのじゃないですか。夏休みが入つた場合は別ですよ。そういうようなことがあるから、その間の事実関係というものをひとつお調べを願いたいというふうに思ふわけですね。

○川崎最高裁判所長官代理者 ただいま御質問の中にありました週三開廷開くか二開廷か一開廷半か、こういうことでございまして、民事事件を専門に担当している限り、左陪席裁判官――未特例の左陪席裁判官は別であります。特例以上の判事補、判事は原則として単独二開廷、合議一開廷ということ、三開廷入つておるのではありません、これは全国的にいつてもどこでも同じだろうと思ひます。

ただ、中小の裁判所になりますと、民事事件だけを担当しないで、家庭裁判所の事務を兼務したりしておりますし、場合によっては支部を填補するということもございまして、おっしゃるよう二開廷あるいは一・五開廷しかその本庁なら本庁の事務を担当してないということもあるかと思ひます。そういう実情でございまして、各裁判所の事務分配規程というのを毎年、司法年度当初に決めておりますけれども、これをずっと充実に調べればわからなくはないと思ふのですが、かなりむずかしい調査になろうかというふうに思ふのであります。

いま一つお尋ねがありました、A裁判官に甲乙の書記官がつく。確かにそういう配置になっているところが多々ございまして。東京の例で申しますと、まさしくそういう形になっております。A書記官に配属された事件はできるだけずっと終局までA書記官が担当した方が効率的であるというふうな配慮、係制と言つておりますけれども、そういう方が効率的である、また当事者との関係でも

それから、東京の例を挙げましたけれども、東京の場合弁護士がいっぱいいますから、だから期日がわりあい入りのいいわけですけれども、地方の場合は弁護士の数も少ないし、事件は前に受けておりますから、どうしても入るのが遅くなって事件が来る、こういうふうなことになる。ことに支部の場合は、民事の場合は民事の裁判官が二開廷やっていると、甲号支部ではあるかな、乙号ではほとんどないんじゃないですか。大体一回半じゃないですか。そういうような形になつてくると、ことに乙号支部の事件がおくれる、証人調べが非常におくれる、こういうふうな形になつてくると思うのです。

二回目もほとんど有名無実に終わってしまふ。第三回目あたりに記録が出てくる。今度は、出てくるとこれはよく内容を吟味しなければならぬからということ、また延びてしまふ。こういう關係で延びてくるんです。これは弁護士責任というか、私はそれが大きいと思うので、だから訴訟がおくれるということを全部裁判官の責任だと裁判所の責任だなどということは私は言わないのです。これは弁護士が悪いのは、悪いというか、怠惰と言うと語弊がありますが、忙しいからかわかりませんが、そういうところもあります。

のはどうも不適當であるということ、この郵便

じゃなかったか、こういうふうにお聞きしたいわけですよ。

○中島政府委員 送達でありますから、確實にその書類が届いて、しかもその書類が届いたということを公証するということが、これがもう大原則であります。

〔太田委員長代理 退席、熊川委員長代理 着席〕

ただ、手を尽くしてもその方法によつては送達できない場合が考えられるわけでありまして、その場合における手当てもしなければならぬ。一番極端な場合が公示送達という場合でありますし、そこまではないにいたしても、住所所はあるけれども、そこでは送達ができないというような場合には、その中間的な送達方法として書留郵便に付する送達が認められておる。現在でもなおその制度を存置する必要があると考えるわけでありまして、ただ、ただいまおっしゃいましたように、この方法によりますと弊害もあり得るわけでありまして、現在の実務においてはほとんど行われていない、非常にまれな場合にしか行われていないということも、一面においてこの制度の限界を物語っているかというふうに思うわけでございます。

○稲葉委員 だから、ほとんどこれは行われていないし、実際にはおかしな規定なんですよ。ですから、当然民訴部会の審議の中に、これを削除するとかしないとか、検討するとかということが入っていないけれども、検討するところ、あなたが方々参事官室でつくった要綱の中には、この百七十二条関係「郵便に付する送達」については入っていないでしょう。これはどういうふうになっていますか。

○中島政府委員 入っておりますし、法制審議会でもそういう御意見は出なかったと記憶いたしております。

○稲葉委員 失礼な話だけれども、法制審議会の人たちは学者の人たちが主だと思えますが、弁護士も入っておるかも知れぬけれども、率直な話、送達のことには知らないですよ、一番よく知っているのは書記官ですから。

いま特別送達の話が出ました。特別送達は幾らです。その内訳はどういうふうになっていきますか。

○中島政府委員 八百六十円であつたというふうに記載いたしております。六十円が普通郵便の料金であります。それから、三百五十円が書留料金でありまして、あとの二百五十円が特別送達のための費用でありまして、なお、還付されたときにはそれにプラス三百五十円取られたというふうに記載いたしております。

○稲葉委員 そのとおりですね。そのとおりなんです。そうすると、還付したときの還付料三百五十円、これは実際にだれが払っているのですか。

○中島政府委員 やはり終局的には送達する側。裁判所は立てかえすけれども、結局負担は、原告なら原告の負担になるということになろうと思えます。

○稲葉委員 私が聞いていたのは、裁判所が立てかえて払うのでしょうか。裁判所が立てかえて払うという意味は、どういう意味だと聞いているのです。それはこういうことです。裁判所の方は金がないので、係の書記官や受付の事務官が自分の金を一応立てかえて払っている、こういう例が非常に多いのじゃないですか。そこまで御存じですか。

○中島政府委員 予納金の中から払っておるのだらうと思いますが、あるいはまれな場合として、書記官が立てかえておるというふうなこともあるうかと思えます。

○稲葉委員 だから、私はいまの点で非常にこの条文はおかしいというふうに考えておるのです。そこで、これは私もよくわからないのですが、現実には特別送達をしますね。昼間ですね。普通の送達の場合は時間が大体決まっていますね。普通の場合、それが届かない場合には、いま実際はどうしているのですか。この法案は別ですよ。この法案は別として、いまはどういうふうに行っているかということですよ。

○中島政府委員 この法律案の関係資料の中に、裁判所の方でつくられました実情調査表というのがございまして、それによりますと、受取人不在を理由として還付されてきた郵便物というのが二千八百五十三ありまして、その後どうしたかということがE欄に書いてございまして、それで住所、居所、事務所等を送達場所として特別送達郵便でもう一度送達したというのが一千一件ございまして、それと同時に、受け取りを勧告をする、これは普通郵便あるいは電話などやるのかと思えますけれども、勧告したものが八十一件ございまして、それから、連達の取り扱いによって再度送達をしたというのが九百七十三件ございまして、さらに、執行官による送達をしたものが四百八十二件あるようであります。それから、住居所等においては送達不能であるということで勤務先にあてて送達をしたもの、それから、書留郵便に付する送達をしたもの等があるようであります。

○稲葉委員 だから、いろいろな経過はたどつたにしても、こういう方法によって送達ができているのじゃないですか。

○中島政府委員 この結果がどうなつたかということ、この表からはわからないわけでありまして、必ずしも送達できたという意味ではございませんで、こういう方法でもう一度試みたという結果になっております。

○稲葉委員 いやいや、もう一度試みたじゃなくて、試みて一体どうなつたのですか。どういうふうになつたから、だからこその今度のような法案が必要だということに結びつかなければ、この資料は意味がないわけですからね。そこはどういうふうになつておるのですか。実際はどうしているのですか。公示送達は別ですよ。公示送達はそう簡単にはいかないわけですね。裁判所が出して、裁判所の方から警察の方に照会してそして調べて、大体どのくらいかかりますか、長いときには半年ぐらいかかりますか、公示送達までね。短いのはもっと短いのがありますけれども、そして調べてるわけですね。

だから、私が聞いているのは、「受取人不在の場合の送達実情調査表」というのでこういうふうになつてくれば、結局これで何とかやつていってやるならば、別にこの送達の部分に関する法案は必要ではないではないかということになるわけですね。質問の意味はわかるでしょう。だからお聞きしているわけです。

○中島政府委員 詳細は数字的に出ておりませんが、うまいこと送達できた場合もありまして、多くの場合は功を奏さない、だから当事者も裁判所も非常に困つておるというのが実情でございます。

○稲葉委員 これは最高裁に聞いた方がいいのかもわかりませんが、うまいこと送達できなかった裁判所が非常に困つておるというのは、この資料、この表の中のどこに出てくるのですか。

○川崎最高裁判所長官代理者 私どもの方で調査した結果をまとめた表でございまして、御説明をいたしたいと思ひますが、ただいまの御質問に対しては、確かにこの表からは何も結果は出てまいりません。要するに、一回正式の送達をやつたけれどもこれだけのものが返つてきた、それにE欄に書いてあるような手だてを第二回目以降とらざるを得ない。たとえばE欄におきまします方法、こういうような方法も書記官がいろいろ工夫して、いま出せば土曜日の午後着くのだらうとか日曜日に着くのだらうということを計算して、それだけの手数をかけてやっておるということでありまして、Uの方法になりますと、それだけ費用がよけいにかかるということになるわけでありまして、執行官による送達になりますと、これはまた費用は郵便の場合よりもかなり多くなる、こういう方法をとらざるを得ない実情である、ということがこの表からおわかりいただけると思うのであります。したがって、このイ、ウ、エのような方法をとつたものうち、かなりの部分は功を奏したものがあると思われまふ。けれども、それは調査の対象外にしておりましたために、数字が出ておりません。

問題は、アの通常の方法によるもの千一件、これで効果を奏したものがあろうかということだろうと思われまふ。これで効果を奏すれば、二回あるいは三回と同じような正式送達をすればいいじゃないかということになるかと思ひますが、このアの方法で二回目をやったといひましたが、これは経験的に申し上げるほかはないのであります。効果を奏するのにはまだであると言わざるを得ない、こういう状況にあらうかというふうに考えるわけでありまふ。したがひまして、このような就業場所への送達という方法をお考えいだいたということになるかと思ひわけでありまふ。

○稲葉委員 この表では、まず受取人不在という場合に、そこにも夫婦共稼ぎや何かでそのときになかったから受け取れなかったというふうなものもあるだろうし、どこかへ行つてしまつて全然わけがわからないものもあるし、いろいろなものが入つてゐるのじゃないかと思ひます。それがよくわからないのと、それからAを見ると、五十六年十月と十一月だけのもののようなのです。それがそうかということ。まあ、これが一〇〇%で基準になつてゐるから、そういう意味なのでしよう。それと、この特別送達というのは、何か訴状だけのことについて調査したようにもなつてゐます。そうすると、実際には特別送達というのは訴状以外にあるわけだと思ひますが、そこはどういうふうになつてゐるのですか。

○川寄最高裁判所長官代理者 まず第一点についてでございますが、とにかく還付されてきたのがこのB欄でございます。その中で受取人不在を理由とするものがC欄でございます。BからCを引いた残りの数は、おっしゃる通りに転居先不明とかそういうことにならうかと思ひます。でありますので、いうことはこのだけでも不在だ、こういうものがC欄でございます。

それで、この調査でございますけれども、現地の裁判所に非常に負担をかけますために、大体の様子をみんな経験的にはわかつておるのですけれども、数字がつかめないのでは困るということ

で、地方裁判所の訴状について、十二の簡易裁判所における支払い命令という代表的な文書の送達について調査を行ったということでございます。

裁判所の送達は、大体の見当でありまふけれども、民刑合せて五、六百万通に上るはずであります。そういうような実情でありますので、調査も勢い限られたものにならざるを得ないわけでありまして、訴状と支払い命令だけ調査した、こういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○稲葉委員 後段のものが支払い命令のようですね。支払い命令の場合は、これはもう不在というよりも、行方不明になつてゐなくなつてしまつたのが相当あるのじゃないかと思ひますが、この前のあれでもあつたように、これは恐らく立てかえ金が一番多いわけですね、そういうふうなことだと思ひます。そうすると、曲りなりにもこれで行われておるのじゃないかというふうに思ひます。

そこで、私の質問の第一は、この表に「勤務先にあてたもの」というふうにあります。これはどうして「勤務先にあてた」というふうになつてゐるのですか。どうして「就業場所」と書かなかつたのですか。この法案では「就業場所」になつてゐます。勤務先と就業場所とは違ふのですか。これはどうなつてゐるのですか。

○川寄最高裁判所長官代理者 これは法案ができる前の調査でございます。いわば俗称勤務先送達ということで調査をしたものですから、そういう表現をとつてゐるだけでございます。別に違ふわけではございません。

○稲葉委員 いや、違ふわけじゃないと私も思ひますが、就業場所という概念の方が勤務先よりも何か広いような印象も私は受けるのです。勤務先という言葉は法律用語じゃないかともわからぬですね。業についてゐるけれども勤務してないということもあるかもしれないから、就業場所の方がより広くてより正確だという考え方もわかりませんが、就業場所という言葉を選んだ理由はどこにあるのですか。

○中島政府委員 就業場所の代表的なものとして、勤務先という言葉は従前俗的に使つておつたと思ひますけれども、それを法案作成の段階でいろいろ検討いたしましたところ、就業場所という表現が適切であらうということで、就業場所というこゝとまでまつてきておるというふうに申し上げていかと思ひます。

○稲葉委員 だから私が聞いてゐるのは、就業場所というのどこにある勤務先というのとは違ふのか違ふのか、就業場所というのが概念が広いという意味なのか、これが第一です。

特に就業場所という言葉を選んだのは、これは法律用語として選んでゐるわけでしょう。法律用語として選んだのは意味があるわけですから、いろいろな議論があつたと思ひますけれども、どういふわけで就業場所という言葉が適切であるといふところに結論がついたのか、こういうことを第二点としてお聞きしてゐるわけです。

○中島政府委員 範圍をいたしましてはやはり就業場所の方が広い、勤務先というのはそのうちの一部であらうかというふうに思ひます。

それで、就業場所という言葉を選びましたのは、ほかの法律の表現なども考え、あるいは今回の法律の実体を最もよくあらわす表現として適切なものといふことで選んだわけでございます。

○稲葉委員 ほかに法律というのと、どの法律に就業場所という言葉が書いてあるわけですか。

○中島政府委員 労働基準法その他労働法規等でございます。

○稲葉委員 恐らく労働基準法、労働法規だと思ひます。しかし、労働法規の場合には、いろいろな統計をとる場合とか労働行政上の意味として就業場所という言葉をとつてゐるのだと私は思ひます。

いずれにしても、それはどうということないことですから言葉はそれでいいのですが、そうすると、いまの場合に「勤務先にあてたもの」としてここに書いてあるわけですが、これはどういう経過から勤務先にあてたやうになつてゐるのですか。

か。恐らく訴状の場合は、訴状が送達されないで返つてきた。それでいま上申書を出してゐますね、原告の方の代理人が上申書を出して、こゝへ送達をしてくれ、こういうふうなことでいまやゐるんじゃないですか。それと、今度の法案ができたときにそれはやり方が変わつてくるのですか、どういふふうになるのですか。

○中島政府委員 私の方で答えたいのかどうかわかりませんが、現行法の百六十九条の二項でございます。今度改正後の新しい法律では百六十九条の三項ということになるわけでありまふが、こういう条文がございまして、「送達ヲ受クベキ者ガ日本ニ住所、居所、営業所又ハ事務所ヲ有スルコト明ナラザルトキハ送達ハ其ノ者ニ出会ヒタル場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得」ということになつてゐるわけでありまふ。そこで、出会ひ送達というものを期待いたしました。当事者から上申書がしまして就業場所等において送達できなかったという場合、できたかどうかはわかりませんが、勤務先にあてて送達したというのが、この表のオ、カ欄の数字であらうかというふうに思ひわけでございます。

今度改正をいたしました。就業場所における送達ということになりますと、従来の出会ひ送達といふのは、これは受送達者本人に交付するといふ方法しかないわけでありまふが、この就業場所における送達であります。一定の要件のもとに補充送達も認められるといふことになるわけでありまふ。上申書を出させて送達するといふやうな手続については特に変わりはないといふふうに思ひます。

○稲葉委員 出会ひ送達という意味が私、よくわからないのですが、出会ひ送達といふのは、これは百六十九条の第二項で言うのは、「出会ヒタル場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得」というのであつて、勤務先へ送つたのは出会ひ送達ではないのです。どうですか。出会ひといふのは、相手方と会つてそこで口頭なり何なりで伝えたり何かするのが出会ひ送達ではないのですか。これはちよつと私は

このところがよくわからないのです。だから、たまたまその人が裁判所へ来たときに、そこで期日はこういう期日ですよということを通知するというのが普通の出合い送達ではないのですか。いまあなたがおっしゃったように勤務先へ書類を送るのが出合い送達なんですか。私、ちょっとよくわからないのです。

○中島政府委員 結局、百六十九条の解釈としては先ほど申し上げたとおりでありまして、そのほかに、事件について裁判所に出頭した者に対して口頭で書記官が告知するという、書記官による送達というふうな制度もございます。この表の中身でありますので、詳細は私から申し上げていいのかわかりませんが、私としてはこの表を見てそういうふうな理解をするというわけでありま

○稲葉委員 書記官送達というのは、確かに裁判所に来たときに書記官が送達する場合、これはいまでもありますね。この出合い送達というのは、私はよくわからないのですよ、率直に言うと。いまのあなたのような説明だとしますと、本人のところに届かなかったときに、「出合い送達場所」というのが勤務先まで入っているというふうな聞こえたのですが、私の聞き方が悪かったのかもしれないが、ちょっと意味がわからないのですが、それならば、この条文があれば今度の法律の改正は要らないということになるのじゃないですか、そうじゃないのですか、違うのですか。

○中島政府委員 この「出合い送達場所」というのは、これは勤務先に限らせなければ、勤務先も含まれるという理解でございいます。

○稲葉委員 だから、「出合い送達場所」というのは、郵便を送って特別送達をするにしろ何にしろ、郵便を送って相手を受け取れば、それが「出合い送達場所」になるのですか。人間と人間とが会ったときに出合いじゃないのですか。普通世間の常識では、出合いというのは人間と人間とが会ったときに出合いじゃないの。数寄屋橋で会うのかどうか知らぬけれども、いまは数寄屋橋で余り

会わぬけれども。どうなんです、この意味はよくわからないのですよ。百六十九条の第二項というのは意味がよくわからない。

○中島政府委員 送達実施機関である執行官あるいは郵便集配人が本人に出会った場合には、その出合い場所のいかんにかかわらず、この出合い送達ができるというふうな理解しております。

○稲葉委員 それならば今度の法案は要らないのじゃないですかということになるのじゃないのか、そこが私はよくわからぬから聞いておるわけですね。いまあなたのおっしゃる通りに、出合い送達というのはそうなんだ、執行官が行くあるいは郵便配達が行く、そういうことで出会うというのですよ。最初の説明を聞くと、何か郵便を送れば出合いみたいに関わることから、まあ書留ならば人と人と会わなければいけませんからね。

これがあれば、今度の法案は、少なくとも送達に関する面については要らないのじゃないかという気もするのです。特にこの条文がありながら、同時に書留に付する百七十二条の規定がありながら、まあ百七十二条の場合はめったに利用していないということですから、これは発信主義ですか、例外的に別として、いまおっしゃったようなことがあるならば、今度の法案は必要ないのじゃないか。特に必要であるということなら、その違いというものが明らかにならなければいけないわけですね。その点を私はお聞きしているわけなんです。

○中島政府委員 この出合い送達、本人に出会う可能性の最も大きいものを典型的に、住居以外には就業場所であるというふうにとらえまして、これを特別な送達方法として創設をするというのが今回の改正であります。

従来の百六十九条二項の出合い送達であります。これは住所、居所、営業所、事務所を有する者にありましては「送達ヲ受クルコトヲ拒マザルトキ」に限ってすることができただけであります。したがって、本人が拒否した場合にはこ

れは送達できないということになるわけでありま。今回の就業場所における送達にありましては、本人はこれの受領を拒否することはできないわけでありま。

それから、本人に送達交付をすることができない場合には、出合い送達の場合には補充送達というところは考えられないわけでありま。今回の就業場所における送達におきましては、一定の要件のもとに補充送達を認めるということでありま。それで、今回改正の必要があるわけでありま。

○稲葉委員 いま民事局長のおっしゃったようなことは、提案理由の説明の中にはないのじゃないですか。どこにそういう説明が書いてありま

○中島政府委員 提案理由はごく骨子を抜き出して説明をしようと思っておりますので、ただいま申し上げましたようなことについては書いてござい

○稲葉委員 確かに出合いという言葉はありますね。就業場所において送達を受けるべき者に会わないうときはこういうふうにするのだ、こう書いてありますね。そうすると、出合ったときは当然本人が受け取らなければならない、受け取りを拒否できないということになるわけですか。ちょっと私もそこら辺のところはよくわかりませんね。そこまで法律でやるのが一体いいの悪いのか、相当無理があるような気も私はするのですが、私も送達のことにはよくわかりませんから、またこれは少し研究させていただいて、別の日に質問をさせていただきたいというふう

○稲葉委員 そうですね。最初に出合った執行官送達の問題もあるのですが、お話を、いろいろな工夫をしながらやっているという話がありま。恐らく私は、日曜に特別送達を着くように書類を出しておるということを言われておるのではない、こう思っている。ただそれは、送達の場合は全部日曜配達しているわけでしょう。だからそれに合わせるような形でやっているというよ

うに私は聞いたわけなんです、実際は、いつころ、どこへ郵便が着くかといったって、日にはおおよその見当はつきますからできますけれども、そういう意味で解決をしているのはどの程度あるわけですか。

○川崎最高裁判所長官代理者 速達便を使いますと日曜配達ができるわけなものですから、上の表の欄のウですね、九百七十三件がこの方法をとっているということでありまして、書記官室ではかなりこの方法の有効性を認めているようでありま。ただ、これが何割成功しているかということまではちょっと調査し切れないものですか、申し上げるわけにはまいりませんけれども、それにいたしましても、多くの送達書類、送達事務で一々その日取りの計算をしてやらなければならぬというの、書記官にとっては大変なことでありま。費用もかかりますので、できるだけ一回目の正式送達後は、昼間の不在者についてはそういう方法ではなくて、もっと一般的に就業場所というふうなことでやった方が効果が上がるだろうし、費用も安からうということだと思わ

○稲葉委員 これは費用も安いといったって、それは原告の方で負担するので、速達はいま二百円ですか、私もよく知りませんが、よけいに払えばいいことであって。

それで、いま書記官がその点について非常に配慮していると言われども、実際は書記官が配慮しているわけでも何でもありません。期日は書記官が決めるかも知れぬけれども、その送達の方は、実際はどこでも事務官が全部やっているのじゃないですか。実際の事務は事務官の女の方がみんなやっているのがあれですね。期日を決めるのは弁護人と相談してやって、いつ発送するかというところは、書記官がやっているのではありません、女の事務官の人がほとんどやっているのじゃないですか、どこでも。そういうふうな実際はなっているのですか。

○川崎最高裁判所長官代理者 送達事務の多くを

事務官が補助していることは御指摘のとおりであります。速達便を用いるかどうか、どの事件について用いるかということは、やはり書記官が判断をしてやっておくところでありまして、補助の事務官限りで勝手にいいまして、自由に決めるということではないかというふうな推測しております。

○稲葉委員 だから結局、このウのところでは速達の取り扱いによるものが九百七十三件あるわけですから、通常の方法によるものというもので、これである程度贈えた。速達の取り扱いによるものは、日曜日から土曜日まで知りませんが、恐らくその送達というのを考えてやっていると、いふわけなんだ、こういうふうな思ふわけですね。そして、いまの出会い送達というのが私、よくわかりませんが、これもこの条文があるとして、受け取りを、これは「拒マザルトキ亦同シ」ですね。拒まないときに限ってやれるのだ。受け取りを拒んだ場合に、初めて今度は就業場所にやれるというふうな理解の仕方があるわけですね。そうすると、拒むと今度は罰則があるわけですか。郵便法で罰則になるのですか。これは法律はどういうふうになっていきますか。

○中島政府委員 郵便法のこと、十分調査いたしておりましたけれども、罰則はないと思ひます。したがって、送達ができないということになろうかと思ひます。

○稲葉委員 もう一つ問題になってくるのは、たとえ特別送達が来ますね。来たときに、ただ判をくれというので、判をもらって、認めても何でもないのですから、実印を押す必要はないかもわからぬけれども、認めて、くれといつて押すだけの話ですからね、いまの段階では、署名または捺印でしょう。署名は郵便局の人が、いまは正式には郵便事務官というのかな、その人が名前を書くんですからね。だから後になって争いが起きるのですよ。後になって、そういう書類は受け取りませんと出てくるわけです。わからないわけ

す。

そうすると、特別送達ですから受け取ったようになっているけれども、判を押してあるけれども、それが打ったか、さあわからぬ。「同居者」という欄もあるでしょう。「雇人」という欄もありますね。それで丸をつける。それで、判をくります。それで判を押しただけということになって、それが受け取ったのかわからぬから、これはやはり後の争いを避けるために、判をくるときは署名、それが署名したか、署名人というものをきりきりさせないと、これは送達の争いができてくるのじゃないかと思うのです。それはあなたの方には関係ない、これは郵便法の問題ということになるのですか。これはどういうふうになっているのですか。

○中島政府委員 実際の取り扱いをいたしましては「郵便送達報告書」というものになっておりまして、それに「受領者の署名又は押印」という欄がございまして、それから「送達方法」といふようにして、「受送達者本人に渡した」のか、あるいは「受送達者不在であったので、事理を弁論する」と認められる次の者に渡したのか、あるいは「事務員、雇人、同居者に渡したのか、あるいは「次の者が正当の事由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた」ということで、受送達者が拒んだのか、事務員が拒んだのか、雇人が拒んだのかという欄もございまして、そして「送達年月日時」と「送達場所」「上記のとおり送達いたしました」ということで、配達担当者（記名）印欄もございまして、これはこのとおり適正に行われれば、私どもとしては送達の実態関係ははつきりするといふふうに考えております。

○稲葉委員 時間ですからきょうはこれでやめまされども、私の言っているのは、そこで「署名又は押印」でしょう。だから、押印だけでは、ただくれというので判をもらって、認めてもらって押しているのが現状なんですよ。だから、だれかそこにいる人が判を持っていって、そして押しているのがあれですから、名前を書きませんから、それが受け取ったのか本当はよくわからぬ場合が相当出てくるわけですね。だから、それはいま言った「署名又は押印」というふうなことでやっているので、それは郵便法なり郵便法の規則だか何だか知りませんが、それはどういふところから根拠があるのですかというのを私は聞いておる、こういうことなんですか。

○中島政府委員 民事訴訟法の百七十七条という規定がございまして、送達証書に関する規定でございまして、「送達ヲ為シタル吏員ハ書面ヲ作り送達ニ関スル事項ヲ記載シ之ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス」ということになっておるわけでありまして、これが根拠で送達報告書というものがつくりおるようであります。

○稲葉委員 それはだから、基本的なことはそうだけれども、それに対して、いまのような細かいことについてはどこで規定されているか。民訴の規則が何かで規定されているんじゃないですかと聞いておるわけですね。これはそのとおりでしょう。そうでなければおかしいもの、それは。そこまでの細かい点は規則で決まっていなければおかしいんじゃないですか。となれば、その規則は直す必要があるのではないでしようかということをお聞きしているわけです。

○中島政府委員 郵便規則に規定があるようでありまして、

○稲葉委員 きょうはこれで終わります。きょうはこれで終わって、次回、いまの郵便法関係とか郵便規則とか、まだほかにいっぱい問題があるのですよ。だから十日にゆくり聞きます。そういうことです。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所矢口事務総長、柳田総務局長及び小野刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○羽田野委員長 質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 まず最初に、同僚諸君の質問もございましたが、法案の内容について逐一たいたしますから、簡潔にお答えください。

民事訴訟法百四十四条第一項、「一週間を経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除ク外」結果ノ記載ヲ省略スルコトヲ得」とありますが、一週間と限定した理由は何かでしょうか。

○中島政府委員 訴訟完結までというふうなことも考えておいたわけでありまして、けれども、それは余りにあわただしい、若干の熟慮期間を申しましようか、考慮期間を置く必要があるんじゃないかということもございまして、さりとて、それが余り長くなりましては、調書をつくるべきか、つくらなくてもいいのかということが決着をいたしませんので困りますということでありまして、まあ一週間くらいあればその点について熟慮して、当事者が申し出をするかしないかの決定もできよう、裁判所の方の事務の処理という点からいっても、まあそれくらいは妥当ではないかということ、一週間ということになったわけでございます。

○横山委員 ちょっと短くありませんかね。「当事者が訴訟ノ完結シタルコトヲ知りタル日ヨリ一週間」記載の省略について、後々のことを考えますと一週間ではちょっと短く感じいたしますが、御検討はしませんでしたか。

○中島政府委員 通常の場合でありますと、和解

が成立いたしますと、その場に当事者もいるわけでありますが、調書を作成する必要があるかどうかという点については、それほど事実を調査しなればならないというようなこともございませうし、それほど複雑な思案をめぐらさなければならぬということでもございませうので、まあ一週間もあれば十分であろうというような御議論であつたわけでございます。

○横山委員 ちよつと意見が違ひますけれども、前へ進みます。

百五十四条の第二項、「前項ノ呼出ハ最初ノ期日ノ呼出ヲ除クノ外同項ニ定ムル方法以外ノ相当ト認ムル方法」ということは、「相当」というのは全くの自由裁量にゆだねられておるわけですか、何が「相当」ですか。

○中島政府委員 全くの自由裁量という言葉が適当かどうかわかりませんが、その事態に最もふさわしい方法ということになるだろうと思ひます。実際問題といたしましては普通郵便が多く用いられるかと思ひますが、それ以外に、たとえば弁護士である訴訟代理人に対しましては電話で連絡をするというようなことも、実際に簡易裁判所においてはすでに行われていることでありまして、これと同じような扱いをすることにならうかと思ひます。

○横山委員 「相当ト認ムル」という言葉が特に入っている理由がわからないのであります。不相当と認める場合は、どういふ場合ですか。

○中島政府委員 適当な方法というような意味と同じことで相当と認める方法ということを使つてゐるわけでありまして、要するに、呼び出し手続の厳格性ということを非常に強調いたしましたならば、この一項のように呼び出し状を送達するという方法になるわけでありますが、これでは非常に費用もかかります。場合にによりまして、書留郵便でありますから受送達者が不在の場合には送達ができないうような弊害もございします。したがひまして、それを緩和しまして別の方法、呼び出し状を送達するという方法以外の方法をとるこ

とができるわけでありますが、その中にはいろいろな方法があるわけでありまして、先ほど申しましたように、普通郵便による方法もあれば、電話による方法もある。あるいははまれな場合かと思ひますけれども、だれかに言つてを頼むというような方法もあるかと思ひます。それをその場合場合にふさわしい方法を選ぶということであろう、こう思ひます。

○横山委員 ここに言う「相当ト認ムル方法」というのは、この法律によつて改正された諸方式による方法以外に、方法が認められてゐるわけですか。

○中島政府委員 この改正法によつて認められた方法ということになりますと、就業場所における送達ということが中心にならうかと思ひますが、それ以外の方法ということになります。ただ、その相当と認める方法によつて呼び出すという百五十四条の二項の規定も今回の新設によつて認められた新しい方法ということに、法律的には新しい方法ということになるわけでありまして、

○横山委員 どうもはつきりしないのですが、あえてもう一遍聞きますと、不相当と認むる方法がいまあなたの頭の中にあるのですか。

○川寄最高裁判所長官代理者 実はこの簡易の呼び出しの方法は、現在簡易裁判所の特則として条文化されておりました、この条文、三百五十六条ノ二でございしますけれども、この条文に、相当と認める方法によつて呼び出しができるというふうになつております。この規定によりまして、簡易裁判所におきましては、相当と認める方法、先ほど法務省から御説明がありましたように、電話、普通郵便等を用ひまして呼び出しをやつておるわけでありまして、

この方法がかなり費用も安く済みますし、効果も上がりますものから、地方裁判所におきましても事実上この簡易の呼び出しを行つてゐるのが現状であります。その事実上行つておりますために、その費用が正式に法律上訴訟費用化されないうことがあります。(横山委員「私の質問

に答えてください。不相当と認める方法は何かという質問です」と呼ぶ) はい。でありますから、現在の簡易裁判所において制度化されております簡易の呼び出しにおける相当と認める方法が今度の新法の百五十四条に持つてこられておるわけでありまして、相当と認めるのは、はがき、電話、普通の六十円の封書等々が考えられるということでございます。

○横山委員 答へにならぬわね。不相当と認める方法は何かと聞いているのです。これは後でお答へをお願いいたします。考へておいてください。

同項の一番最後、「此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル当事者」云々が出なかつたからといって、「法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ帰スルコトヲ得ズ」、これはどういふことですか。常識的に見て、出なかつたからといって一切の制裁、不利益はない。一切のこの意味ですか。

○中島政府委員 理論としてはそういうことにならうかと思ひます。被告が正当な事由なく出頭しなかつた場合には、明らかに争はないものとみなされて欠席判決をされるという不利益があります。また、証人等が出頭しなかつた場合には、過料の制裁あるいは罰金の処罰を受けるというやうな不利益を受けることがあります。そういうもの一切ひくるめて不利益を受けない、こういう趣旨でございします。

○横山委員 百六十二条、現行法の「郵便集配人」を「郵便ノ業務ニ従事スル者」にかえた理由は何か。

○中島政府委員 今回、私もこの改正法案を準備いたします段階で、郵政当局といふものと接触をしたわけでありまして、郵政当局でおっしゃいますのは、現在の「郵便集配人」という表現は、現在郵便業務に従事する者が行つてゐる仕事の内容を十分にあらわしてゐない。しかも非常に単純な仕事のものであつて、暗いイメージもある。これを「郵便ノ業務ニ従事スル者」という表現にして、実態をよくあらわすとともに、郵便業務に従

事する者のイメージアップを図りたいのだというお言葉でありました。私も、必ずしもこれがイメージダウンにつながつてゐるというふうには思わなかつたわけでありまして、郵政当局の強いお気持ちでありましたので、これを受け入れることにしたわけでございます。

○横山委員 集配人以外に郵便局におる人間をも含めるという解釈があり得るのですか。

○中島政府委員 今回のものでもそうでありますけれども、窓口で郵便を渡すというようなことが予定されておりますが、そういう者は集配人と言へば集配人というふうには言えるかも知れませんが、集配人ではない業務に従事する者と言へば言えるかと思ひます。

○横山委員 第六十九条の第二項、「前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ」。「知レザルトキ」というのは日本語にあるのでしょうか。その次に、「送達ヲ為スニ付支障アルトキ」。「支障アルトキ」という判断は、全くの裁量がその裁判所の担当者にゆだねられるのか。それから、「送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ」という、ここに言う「雇用」は、自分が雇用主である雇用なのか、被用されておる被用者であるのか、どうですか。

○中島政府委員 「知レザルトキ」あるいは「支障アルトキ」というのは、送達についての原則的な方法であります住所、居所等における送達をしない、それにかえて就業場所等における送達をするという場合の一つの要件でありますから、厳格に解釈しなければならぬものであつて、裁判所あるいは裁判所書記官の裁量に任されておるものではないというふうには考へております。

それから、この場合の「雇用」であります、この「雇用」というのは、被用者として雇われて、自分の住居所あるいは自分の事務所、営業所以外において就業しておる場合に言うこととございします。

○横山委員 それならば、これは受くべき者が被用ではないのですか。これを見ますと、後の方に

す。配置があまりまでも、執行官の手持ちの仕事の關係がどうなっておるか、執行官は御承知のよ

うに執行という重要な職務がございますので、送達の方の程度時間をとることができるといふような具体的な事情もあるわけであります。で、そういうものを合せて考えまして、執行官による送達、すなわち夜間もしくは休日送達というものに支障がある場合には、この就業場所における送達という方法をとることができるようにしたいというのが、今回の改正法案でございます。

○横山委員 執行官の状況を聞きましたところ、現在三百七十名ですか、法改正以降いろいろな改正がありまして、ずいぶん努力をしておられるようであります。

一つは、先般執行官法をつくりましたとき、執行官の報酬について根本的な整理をする、根本的な給与制度にするという趣旨の附帯決議がありました。その後どうなっておりますか。

○川寄最高裁判所長官代理人 執行官の俸給制への移行、これは完全俸給制から手数料との併用俸給制とは別といたしまして、それは進むべき方向であるというふうに考え、立法当局とも御相談をしておるわけでありますけれども、格づけの問題とか昇進をどうするかとか、あるいは併用の場合、俸給額と手数料額をどういうふうに決めるのかとか、いろいろむずかしい問題がありますことと、執行官の中に必ずしも俸給制への移行を望まないという声もありまして、いろいろな要素がござり合はさるやうな状態でござります。

○横山委員 当時もう一つは、執行官の下で働いておる事務局の諸君、古い人については登用をしてやるべきだろという趣旨、あるいはまた研修制度を十分にやれという趣旨が強く指摘をされたところでありまして、その従事員からの登用は現状どういふ状況になっておるか。研修状況はだれがどういふふうな方法をやっておるか、伺いましょう。

○川寄最高裁判所長官代理人 まず第一の執行官への登用の点でございますが、これは恐らく、当時執行吏代理と言っておりました者の中からの

登用という御趣旨であらうと思ひます。これは法の改正の際に執行吏代理の制度は廃止されましたけれども、身分保証という関係から、執行官臨時職務代行者という姿になったわけであります。それで、この人たちが法改正当時約二百四十人おりましたけれども、現在は二十六人に減少しております。その中で執行官に登用された人が五十二名でございます。このように執行官臨時職務代行者を含め、法改正後四百数十名の新しい執行官が採用されておりますけれども、そのほとんどは裁判所の書記官、事務官であります。

この人たちの研修につきましては、まず初任執行官研修というものを、書記官研修所において全国統一に行っております。その後は各地方裁判所におきまして執行官研修を行いますし、私どもが各高裁単位で執行官の会同、協議会等を催し、その資質の向上を図っているという状況でございます。

○横山委員 先般来、執行官の鑑別について幾りがなく入札制度になりました。書面による入札の応募が可能になりました。その実施状況はどうでありますか。

○川寄最高裁判所長官代理人 ただいま御指摘の期間入札の制度は、東京、大阪等でまずスタートいたしました。その後本庁で十数カ庁、支部で数カ庁この制度を取り入れております。各方面から暴力団の介入が報ぜられておりますために、私もいたしましては、この期間入札の制度が暴力団の介入防止に非常に役に立つというふうに考えておりますので、これを全国の裁判所に押し及ぼしていくよう施策をとっているところであります。今年度末には、恐らく本庁で四十ぐらいはこの制度を取り入れることになると思っております。

○横山委員 執行官業務につきましては、かねがね私もいろいろな角度で業務の改善を指摘しておるところでありますけれども、本法の改正によって執行官が本来の現況調査に十分に努力されるように、夜間、休日送達がこれで少なくなることに

が、国民の皆さんにとって一体どうなのかという感じが多少いたしますけれども、執行官業務の改善がこの改正によってさらに推進されるように希望をいたしたいところであります。

先般、いまの報酬の問題もございましたが、執行官はいま一体どのぐらいの、最低、最高、平均の報酬をもらっておりますか。

○川寄最高裁判所長官代理人 五十六年度で申し上げますと、これは粗収入で申し上げますが、全国平均が千三百五十二万九千円でございまして、最高は横浜地裁小田原支部の三千六十四万二千円ということになっております。

○横山委員 先ほどへ戻りまして、百四十四条に入るわけですが、調べていきまして、和解解決と訴えの取り下げの解決が非常に多いということに、私も一驚を喫しました。この場合に、先ほど午前中質問が出ておったわけですが、証人の調書が和解無効、重大な事実誤認、代理人資格の争い等で後で問題が起こるときに、その調書ができていなかった、どうやらなっちゃっておったということが実際問題として起こるのであるまいかということが感じられます。問題としては、和解の効力を争った件数等問題になりそうかなどという点と、和解になりそうかどうかということは大体事前にわかるわけでありまして、書記官の諸君が、和解になるのなら何も忙しいうちに調書をつくっておかぬでもいいだろうという可能性があるのでないかということが心配されるのですが、どうですか。

○川寄最高裁判所長官代理人 和解の効力を争う訴訟等がどの程度あるかを正式な司法統計としてとっておりますために、わからないわけでありまして、それと、東京、大阪、名古屋、この三大地裁本庁の五十六年一月から十二月までの一年間の実情を調査した結果がございまして、それを申し上げたいと思ひます。

この三つの裁判所で、まず五十五年度に和解によつて既済になった件数が一万一千九十七件でございまして、そして五十六年度に和解の効力を争う事件が二十五件起きております。前年度の和解で済んだ事件が一万一千件、そして翌年その一万一千件の中から出たというわけではございませんが、五十六年度じゅうに和解の効力を争う事件が二十五件出たというわけでありまして、これはパーセンテージで申し上げますと〇・二五％ということになっております。非常に少ないケースであると思ひます。

なお、ついでに申し上げますが、この二十五件が一体どうなったのか。和解無効が認められたのかどうか、この点までは調査ができておりませんが、わかれの経験的なところから申し上げますと、この二十五件のうちで和解無効が認められるケースというのはきわめて少なからうというふうに思っております。

なお、和解の見通しが出てきた、和解期日を重ねている、その場合に、和解に入る前に取り調べた証人調書等をつくらないでほっておくのではなにかという御指摘でございます。確かに人間やすきにつきやすいものでありますから、心がけ次第ではそういうおそれが全くないというところは断言できないのでありますけれども、和解ができるかどうかの見通しも立たず、ただ和解手続に入つたというだけで調書作成をおろそかにする、あるいはできるであろうという見込みで調書を作成しないというふうなことは、これは許されないと考えております。調書省略の制度がない現在におきましても同様の危険はあるわけでありまして、それと、そういうことは絶対にやらないという指導は行き渡っているものと理解しております。

○横山委員 私の勘違いかもしれないけれども、そういうような和解解決と訴えの取り下げ解決が多くて、それに対して和解無効や重大な事実誤認、代理人資格の争い等が件数は少ないけれどもあるというときに、一週間を経過するまでに言わなければならないか、という百四十四条が少し不自然ではないか、こういう意味です。

○川寄最高裁判所長官代理人 確かにごく少数と

はいながら、効力が争われ、あるいはその和解の効力が結果において否定されるといいますと、その従前の訴訟がまた生き返りまして審理が続けられることになるのが通常でありますけれども、そうした場合を仮定いたしますと、前に調べた証人の調書の省略はしておかなくてはならぬことになるのは当然であります。そういう場合には、省略しておかなくてはならぬことになるわけでありまして、これがいいということになるわけでありまして、それがきわめて少ないケースであるということと、それから一方において、ほとんどのケースにおきましてはもはや用がない調書である、それを全部つくらなければならないそのエネルギー、そういうバランスの問題であらうかと思うわけでありまして、今度の新しい制度が、私どもとしてはそれなりのバランスを保った合理性のあるものであるというふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 ちよつと説得力がありませんね。訴訟の完結したことを知りたる日より一週間を経過するまでに申し出なければいかぬよ、その一週間裁判所が二週間だつて何もなければいいのですから。一週間というきわめて短い期限を限らなければならぬことは、選択の問題じゃないかと思うのです。二週間だつて一月だつて、別に差し支えはないのじゃありませんか。そういうことは私は不自然だと思ふのです。一週間というところは、実際問題としては完結したらもう省略だという論理と同じことだと私は思ふのですよ。だから、二週間だつて一月だつていいんじゃないか。一週間という、事実上完結したらおしまいだという論理というのはおかしいじゃないか、こういうふうに聞いているのです。

○中島政府委員 一週間なり二週間なりという期間は熟慮期間でありまして、その間に調書の作成を申し出ればいいことになるわけでありまして、もつと考へれば調書の作成は省略してもらつていいのかわからないけれども、一週間では短過ぎるということであれば、その短い期間の間にお考へになった結論に基づいて調書の作成を申し出てお

いていただければいいということになるかと思ひます。

○横山委員 おつしやるけれども、訴訟が完結した、よく読んでみたらこれはおかしいと思ひついた、人から和解なんてそれはおかしいですよと言われた、和解無効、事実誤認、代理人もそんなのはおれの代理人じゃないというごたごたが、一週間の間に判断ができて、省略してもらつては困るというように、そう簡単なものじゃないと私は思ひますよ。だから、一週間ということとは、事実上完結したらさうならだということに等しいわけだ。それを二週間ならなせいかぬのか、一月ならなせいかぬのか。一週間たつたらもう全部処置しなければならぬ積極的な事務上の必要性は何もないではないかということなんです。どうもこれは納得できませんね。これは一週間と書いてあるのだけれども、一週間で通つてしまふと、何とも弾力性のない話です。

○中島政府委員 法制審議会の民事訴訟法部会におきましてそういう点が問題になつたわけでありまして、期間の点より、まずこの当事者の申し出によつて調書をつくるという制度を設けるかどうかという点から議論になつたわけでありまして、私もその際における結論をそのままとつて法案にしたという結果でございます。

○横山委員 あなたの方の問題を人の責任にしてはいかぬですよ。これは私としては大変おかしい。それから、判決書の証拠事項の調書引用の問題ですが、参議院でも議論になつて、多少は何かおつしやるというふうなうだけれども、判決書は永久だ、証拠書類は十年だ、それじゃ判決書の中へ省略して書いてしまふ、証拠を調べようと思つても、十年たつたら証拠書類はありはしない、そういうことについて、結局はその論理はどうなさるおつもりですか。

○川崎最高裁判所長官代理人 ただいまの御質問の趣旨は、記録は十年で廃棄され、判決は現在のところ永久保存ということになっておりますが、この引用した証拠関係の書類が記録とともに廃棄

されてしまつて、何にもわからなくなつてしまふのではないかと御指摘だつたと思ひますが、その点につきましては、すでに御承知と思ひますけれども、現在、判決書の事実欄の最後に記載しておりますその証拠関係の記載というものは、原告は甲一号証から十号証まで出した、証人甲の尋問を求めた、被告は乙一号証から五号証までを出した、それで本人尋問を求めた、それだけしか書いてないわけでありまして、その部分が記録の中に証人等目録あるいは書証目録として一覽できる表になつておりますので、それをわざわざ書くのは機械的、形式的ではないかということ、このような改正法案ができたものと理解しておるわけでありまして。

したがいまして、その形式的な記載の部分でございまして、それがなくなつたとしても、これは判決の内容がわからなくなつたということにはならない、判決というものはだれとだれとの間にどういふことについて裁判がなされたかということが重要でありまして、証拠に関する引用部分がないとしても、その判決の効力、人的、物的既判力の及ぶ範囲の確定ということとは十分できるのだらうというふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 そう言つてしまふばおしまいですが、けれども、判決書を見れば、判決の効力は、証拠事項の調書がなくともそれは判決の効力に変わりがないことはあたりまえですが、いろいろと他の関連の裁判あるいはそれによるいろいろな学問的な研究、そういうものに必要で、判決書を見れば済むというものではない。その詳細な証拠書類について、判決は永久だけれども証拠書類は十年でおくなら何なりしておいた方がいいではないかという意見に対して、にべもない話ですか。

○川崎最高裁判所長官代理人 現在の訴訟記録の編成の中身をちよつと申し上げますが、訴訟記録には当事者が出した訴状とか答弁書をつづる部分がありまして、その後、証拠書類等、証人尋問調

書等をつづる部分があります。こういうのが十年の保存期間がたちますと全部廃棄されて、証拠、その記録にありますが証人調書あるいは書証の写し等は全部廃棄されてしまふわけであります。

いま問題になつておりますのは、どういふ証拠を出したかという記載はいままでは判決書に書いておつたわけでありまして、記録の中に原告側、被告側、どういふ証拠を出したかという一覽表がございまして、これを引用することによつてかえようというだけのことでありまして、記録が廃棄されて証拠が、証人調書あるいは書証の写しがなくなくなつてしまふという点につきましては、この改正には何ら関係がないということでございます。そういうことで御了承をいただきたい。

○横山委員 御了承できませんが、時間がありませんから、この際、裁判の遅延問題について事務総長に伺ひたいと思ふのです。

とかく私も、裁判、裁判所のあり方について議論をいたしますときに、法曹界の各方面の専門家の御意見を伺うわけですが、しかし、一般国民が裁判のことはわからないから、法曹界の皆さんに信頼し、依頼をするということであつて、国民的な裁判制度に対する意見その他については、わりあい集まつてこない私は思ふのであります。

訴訟というものについて慎重と公正を求めることは、もうあたりまえのことではありますが、しかし、もう一つの迅速と裁判を安くやつてもらふというところが、とかくなおざりになつておるやうな気がして私にはならないわけです。早くやつてもらいたい、安くやつてもらいたい。裁判って時間がかかるぜ、裁判って金がかかるぜというのが、国民一般の共通の心理なんでありまして、したがつて私も、私は法曹界出身でもないただの労働者出身なんでありまして、国民全般の心にこたえる裁判制度の改善というものがわりあいない、われわれは心しなければならぬことだと思つておるわけなんです。

調べてみますと、日本では全訴訟事件と同数に

近い調停事件がある。これが世界の中で日本の特色の一つだそうであります。それからもう一つの特長は仮処分がほとんど本案訴訟の果たすべき役割を肩がわりしているというの、世界で類例のない日本の特色だそうであります。なるほど、そう言われてみれば私もそうだと思う。こういうような現象というものは、裁判をやればおくれる、勝つと思うけれどもそんなもの最高裁までやられちゃかなわぬから、金がかかるから、まあ調停にしておこうかという傾向が多いのであって、これでは本場に裁判が国民の期待を負っておるとは思えない、こういうふうに感じます。

それで、安中訴訟を例にとってみますと、これが十年かかりましたか、裁判長が五人かわって、当事者が二十二人死にました。昭和十二年ごろから安中公害の問題は議論になったわけでありましたが、ことしの三月に判決が出るまで、訴訟として約十年かかっておるわけであります。

いろいろな論文を読んでみましたところ、この比較が、アメリカもそうでありましたが、西ドイツの比較を見ますと、まことに対照的に、裁判所も裁判官の数も比較にならぬほど多いのです。最高裁の統計がよって古いのですけれども、四十年の統計ですが、十年以上の裁判にかかっているものが百九件の既済、未済が百七十件。最高裁の裁判官は、十年も前のものを一生懸命に書類をひっくり返して調べておる。最高裁というのは、国民にとつては雲の上でありますから、高裁から離れて最高裁へ行ったのはどうなっているやら全然わからぬ。そういう雲の上で十年も前のものを百件も二百件も抱えてやっておるということについて、どうも私は現実的な感覚がなかなかないわけであります。

一体、国民的な要望であります、裁判に時間がかかる、もう少し安くやつてもらえぬだろうかという点について、裁判所としては基本的にどんな心構えでいらっしゃるんでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいま横山委員から裁判のあり方というのにつきましてのきわ

めて鋭い御指摘があったわけでございます。

私も、争いというものは、いろいろの人間が社会で生活しております以上は、なくすることはできないというふうに考えております。社会が複雑になればなるほど、また価値観の多様化ということが叫ばれておりますが、そういうことがあればあるほど、どうしてもどこかで解決をしないか、なればいけないという争いというものは、これは絶無にしてしまおうというのではできないわけでございます。といたしますと、そういう争いをだれが解決するかということになれば、やはり司法制度というものの健全な運営によつて解決する以外に、現在の文化の英知というものはそれ以外にないということで、司法制度が作用しておるというふうな理解をいたしております。

といたしますと、司法の最終の目的というものは、やはりいろいろある争いというものをできるだけ時宜を得て解決するというところにあるわけでございます。そして、それをさらに細かに見てまいりますと、まず迅速な解決というものが要請される、これはもう当然のことでございます。ときには、おくれた解決というものは解決のみに等しいわけでございますので、御指摘のように、迅速な解決ということが真つ先に出てくる問題であろうかと思ひます。

ただ、そう申しましたも、話し合ひで事が終わるということであるならば、どんなに早く話がつきまして、それで結構、めでたしめでたしということになるわけでございますが、どうしても考え方の対立がある、事実の認識についての争いがあるという両当事者の紛争というものを前提にいたします限りは、そこに有権的に解決しなければいけない。有権的な解決というのは、考えてみればどちらかに不利であり、どちらかに有利であるという解決になるわけでございます。といたしますと、その解決というものは、個々の争いの両当事者から見ても、あるいはある点で不満である、ある点では非常に満足であるということであるにしても、両者が満足を得るということはできない

わけでございますので、どうしても客観的第三者が見てそれは適正な解決であるというふうになるようなものでなければいけないということが出てまいります。これが的確性、正確性の要求であらうかと思ひます。

そのように見てまいりますと、迅速の要求というものと正確性の要求というものは、車の両輪でございます。すけれども、実は相反する命題を突きつけられていることになるわけでございます。私も、私どもが一番悩みますのは、やはり迅速性もまことに必要である、しかし、よりの確かな答え、迅速性にも増して正確な答えでなければいけないんだ、仮にどちらかの不利益をこうむった当事者が、おれは満足できないと言つても、客観的にいふろの人がごらんになつて、それでいいんだと思ふような結論でなければいけない。これが非常にむずかしいところでございまして、個々の事案によつて、ときに的確性というものに重きを置き、ときに迅速性というものに重きを置くという結果になつて出てくるというのが現在の訴訟のあり方ではなからうかと思ひます。

御指摘の西独における裁判でございますが、私も、西独には相当多数の裁判官がおられ、また日本の十倍以上の事件が起つており、そして、それが現実に、私もかつてヨーロッパで西独の裁判所を傍聴させていただいたことがございまして、裁判官がときはきと訴訟指針をして、あつという間に事件を解決しておられるというところを見まして、その面においてわれわれとして十分学ぶべきものがあるというふうに感じました。でございまして、そういうふうな解決をしておられる、それで裁判官の出した結論には従つていくというふうなところが見受けられます。一面学ぶべきものが非常に多いというふうに感じることがございました。

私どもの日本でのあり方ということでそれをこちらに持つてまいりました場合には、では、日本は常に西独的なやり方をしていないのかというふうに考えてまいりますと、私は必ずしもそうでない

いような感じがいたします。御指摘の調停における簡易な解決方法、そういうことも、西独における裁判官の面前における、職権で訴訟を進行し、あつという間に判決の言い渡しが行なわれるというやり方と基本構造においては相通するものがある。国民性の相違もございまして、どちらかというとドイツでは理屈で解決をし、それで満足をする。日本では話し合ひで解決をし、それで両当事者が満足をする。同じところを目指しておるのではなからうかというふうに感じておるわけでございます。

ただ、例としてお挙げになりましたけれども、公害事件等の大きい事件になりますと、確かに時間がかつております。それは刑事事件でも同様でございます。十年、あるいはひどいものになりますと十数年かかっておるような事件もございまして、これは決して私どもそれがいと思つておるわけではございませんで、最善の努力をして、やはり少しでも早くいかに努力していかなければならないと思ひますけれども、あえて言わしていただければ、新しい型の新しい権利に關する多数当事者の紛争といったようなことになりまして、どうしても迅速性の前に慎重であらねばならない、的確性が前面に出てこなければいけないといったような配慮が働ましておられるわけでございます。そういう点は私はまだ残念に思つておるところでございますが、現状としてはそういった非常におくれでおる事件も皆無ではないということについては、以上申し上げたようなところからお許しをいただきたいというふうに思つております。

ただ、私といたしましては、司法というものが国民の信頼を得ていくためには、やはり時宜に適した、時機を得た解決というものに持つていかなければならないというところについては最大命題であるというふうに考えておりますので、事案によりまして、より迅速に解決するという事案と、時間をかけてもじっくり審理して、みんなの納得のいくような結論に努力しなければいけないという

事案、そういった二つの型の事案をえり分けることによつて、国民のなほ一層の信頼を得られるようになればというふうに念願をいたしておるわけでございます。

○横山委員 裁判所としてはそうであらうし、裁判官としては、迅速よりもやはり公正、判決に間違いのないことをお考えになるのが私は普通じゃないかと思うのです。

詳細は知りませんが、実はいま訴追委員会にある裁判官の訴追請求が出ています。それはサラ金業者の起こしたものです。その概要を私がちよつと聞いたわけですが、サラ金業者から簡裁に申請が出て、判事が被害者を呼んで、それじやおれがやつてやるからこれだけ金を持つてこいと言つて、金を持つてきたら、今度はサラ金業者を呼んで、最高裁の判決があるから、おまえのところは裁判になつたらこうだぞ、それが嫌だつたら和解に応じろというので一生懸命にやつて、そして当事者がもうそれで承ししたら調停取り下げろというやり方で、実に縦横無尽の活動をしておる。サラ金業者が、あんなやり方めちやくちやだといつて怒つて、どうも訴追請求をしたようでございます。

私は、それは両面があると見ておるわけでありまして、いま国会で問題になつておりますサラ金業者の法案の数字よりもちよつと高目に和解しておるような気がするわけです。その判事さんは、最高裁の判決は判決、和解は和解というふうにやつておる。取り下げですから、当事者間の示談です。それから、別に違法でも何でもありませんよ。そういう一生懸命に迅速にやる余りちよつと問題を残しておるなという気持ちで法務委員としてはせぬでもない、そういう裁判官もある。

また、ここに一つ新聞の論説というの、ニューヨーク支局の細野という特派員が出したもので、一年間米国では数百万件の訴訟が起こされてゐるのに、日本では民事訴訟が十六万件（七九年）に過ぎないとの数字を挙げ、日本で訴訟が少ないのは、争いを好まず「和」を尊ぶ日本人の国民性が原因、との見方を紹介している。これはアメリカ人の言い分です。「確かに訴訟をめぐる日米両国民の態度は国民性の違いをきわだたせてゐる。」「まず個人の権利に対する認識が違ふ。米

国人は、権利は「自分で勝ちとり、自ら守るもの」と考え、日本人は「与えられるものでありたれかが守つてくれる」との意識から抜け切れなない。自力救済と他力本願。「チャレンジの精神」を尊ぶ米国人は「泣き寝入り」や「ヤセがまん」をせず、自らの権利を主張するにあつたては「ダメでもともと。やるだけやつてみよう」というしたたかさを持つ。」「こういうことがIBMの問題の対応でも、日本側としても裁判で迫られておると思うのです。

また、エール大学のウィリアム・ケリー助教授は投書で、「日本で訴訟が少ないのは、むしろ弁護士資格を取るための司法試験が極めて難しいこと、裁判が長くかかるためだ」というふうに言つておられます。確かに西独と比べて裁判官は八分の一、弁護士は五分の一ですね。アメリカでは法曹有資格者の数が過去二十年間に倍増し、日本の五十倍の六十万に近い弁護士有資格者があるようですね。

こういう状況から考えますと、裁判遅延についてのいろいろな問題が私はあると思うのであります。第一は、何といつても裁判官の増員であり、第二番目には書記官、調査官の増員であり、あわせて裁判所の、裁判官の判断、極端な言い方をしている人がありますが、前近代的な寺小屋的な裁判官の仕事。それから三番目に、訴訟活動を怠る者について少し不利益な措置をしたらどうだという意見。一体訴訟がおくれることによつてそれがその裁判の費用を持つてゐるかと言へば、国民の税金で負担してゐるんだから、訴訟を怠つておる者についてそれだけ損するといふような感覚を少しは持たせたらどうか。最高裁が規則制定権を持つてゐるんだけれども、いろいろな事情があつて、うろどんでん規則をやるに権力的になるからといつて遠慮してゐるけれども、遠慮の問題と違ふ点があるのじゃないか。それから第五番目に、弁護士制度の問題がある。先ほど言つたように、弁護士にかかると高いという批評は、国民の中に蔓延しておるわけですね。もう少し弁護士さんも軽い事件やいろいろな事件——私、初めて見たのですが、六法全書の一冊最後に弁護士費用が書いてありますね。そんなことで本当にやつておるのだからかという感じがするわけですが、実際はそうはやつておらぬという話なんです、それならそれで空文じゃないかという気持ちもするわけであります。

そういう点で、総合的な裁判の迅速、低廉について、角度をもう一遍——世論を巻き起こして国民的な期待にこたへる、決して慎重、公正を阻害しろとは言わぬけれども、そのバランスの中에서도少し迅速、低廉な裁判というものが国民の中に、まあ国民の権利を守り、処分すべきものは処分するというやり方が、いまのありようでは、亀がはつていくように着実に目標には進んでゐるかもしれないけれども、なかなかうまく国民的要求にこたへられてゐないのではないかということが思われなければならないわけであります。

法務大臣、この種の問題についてどうお考えになりますか。

○坂田国務大臣 裁判というものが本当に国民のものにならなかならない、そのためには、これが公正にしかも迅速に行われるといふことは言うまでもないことだと思つておるわけでございます。日本と諸外国の例を見ますと、おのおのの特徴はあると思つておるけれども、日本は日本なり、調停の制度、和解の制度があるといふようなことは、やはり日本の日本らしいといふますか、そういう日本民族としましてこういうような制度が根づいたんだなという考えを持つておるわけでございます。

西ドイツ等におきましては、かなり裁判所も多いし、しかもまた裁判の件数も多いようでございますが、同時にまた、それがなかなか解決をしないといふことで、この間シュムードという法務大臣も参りましたけれども、むしろ日本のやり方も

学ぶべき点があるのではないだろうかというようにことを言われて、そして日本を視察していかれたわけでございます。

アメリカ等につきまして、私、つまびらかではございませんけれども、しかしながら、やはり弁護士さんは非常に多いのだけれども、日本のように弁護士さんが裁判に直接関与するというのは非常に少ないという話も聞くわけでございます。まして、しかもその弁護士さんの資格ということを考えて、むしろ日本の方が法律的な知識等においては高い。しかも裁判官になる人も、それからまた検事になる人も、そして弁護士になる人も同じ勉強をし、資格を取つて、そしてやるという、こういうようなやり方というのはなかなかユニークな制度ではないだろうかといふふうに思います。しかし、いまるる先生御指摘になりましたようないろいろの不十分な点、これから改善しなくちゃならない点もござります。何と申しまして、やはりいま御指摘ありましたように、裁判官の数をふやしていくといふことは一つの大事なことではないだろうかといふふうに思つておるわけでございます。今日非常に予算をいたしましては窮屈なときはございますけれども、その中におきましては最大限の努力を払つていかなければならぬのではないかといふふうに、責任を痛感いたしておるところでございます。

○横山委員 日本の裁判制度が慎重であり、公正である、まあときにはいろいろ問題もあつたけれども、慎重であり、公正であるといふ点については、そうだれも疑わぬ。けれども、遅くて高いといふことは、これは天の声、地の声、国民の声なんです。だから、そこにもう少し焦点をきちんとしておいてもらいたいといふことを私はお願いしておるわけでありまして、先ほど五つ六つのことを言いましたけれども、事務総長、何か御意見がありましたら具体的に聞かしてもらいたいと思つてゐます。

○矢口最高裁判所長官代理者 先ほど五つの点でございましたが、御指摘がございましたが、いず

れもごもつともな御意見だと思ひます。裁判官の充実にいたしまして、これは基本の問題でございませう。さらに、国民の間に多数存在する事件というものを現実に取り上げて、それを法廷で解決していくという使命を持っておられる弁護士さんの役割りというものは、また司法の円滑な運営のためにぜひとも必要なこととございませう。そのために弁護士の数が少ないんじゃないかという御指摘も、きわめてごもつともな点であらうかと思ひます。また訴訟指揮等についても果敢でなければいけないという御指摘、まことにごもつともでございませう。

いづれも、十分司法というものの果たすべき役割りというものを御認識いただいた上で、御激励をいただいておりますというふうにとめておるわけでございますが、現実の問題といたしましては、やはりいろいろな隘路がございまして、お叱りを受けるかもしれませんけれども、司法というものはスロー・アヘッド・ステディということ、そうならざるを得ない。そうなりたいと思つておるわけではございませぬけれども、結果的にそうならざるを得ない宿命を持つておるような感じもいたします。

何はともあれ、以上御指摘になりました諸点につきましては、私どもも十分にその問題点を考えておるつもりでございまして、今後とも全般の点について御期待に沿ひ得るよう努力をいたしたい、このように考えております。

○横山委員 最高裁、お帰りになって結構です。この機会にちよつと時間をいただきまして、商法の改正に伴う諸問題について伺いたいと思ひます。

ここに時間の節約上新聞の解説を引用いたしますが、「改正商法の施行を十月に控え、官民挙げた総会屋摘発と締め出しが、今、急ピッチで進みつつある。」という記事があり、「五月二十七日開かれたデパートのしにせ、三越の定例株主総会。若手総会屋グループ「論議同友会」(四十四人)の、宣戦布告」で関心を集め、会場は超満員、異様

な熱気に包まれた。」等々で、警視庁によると、この種の総会屋出動二百七十三会場、出勤警官数は延べ二千七百人以上上つておるようであります。「五月末、警視庁は改正商法の施行に備えて捜査四課に特殊暴力対策本部を設置、総会屋の摘発に全力を挙げるとともに、経営者の意識革命に乗り出した。摘発件数は七月末現在五十件、七十九人にのぼつてゐる。一方、企業側も総会屋との絶縁を相次ぎ宣言、賛助金の打ち切りを通告し始めてゐる。警察庁の調べによると、上場企業を中心に結成した各地の特殊暴力防止対策協議会のうち、十都府県(約千八百社)がすでに絶縁宣言を出した。こうした総会屋一掃作戦は九月末までさらにピッチを上げ、十月一日の改正商法施行とともに、総会屋は姿を消す運命にある。」

あとは省略いたしますが、警察庁として改正商法に基づく総会屋の摘発は、いま引用いたしましたとおりでございませうか。そのほか状況を聞かしていただきたいと思います。

○関口説明員 お答えいたします。

御案内のように商法が改正になりました、いわゆる総会屋排除の各種の規定が整備されたということで、現在私も警察といたしまして、総会屋対策を強力に進めておるところでございます。ただいま先生御指摘のようなものを含めて各種の対策を講じているところでございまして、大ざっぱに申し上げまして、一つには、企業に対して、総会屋の排除あるいは賛助金の打ち切りということ、これを改正商法の趣旨にのつとめて進められたいという強い呼びかけをしているところでございませう。また一方では、企業がそうした総会屋と絶縁をすることによりまして、総会屋が企業に對しまして報復的な行為あるいは犯罪をすることにつきましても企業に対する被害防止措置といふものの徹底を図つておるところでございます。さらにまた、総会屋関係者の事件の検挙ということ、現在、恐喝なり威力業務妨害等の各種の法令を活用いたしまして総会屋の検挙活動といふものを積極的に進めておる、かような次第でござい

います。

○横山委員 これは民事局長に確認をいたしますが、改正商法で改正されました総会屋に関する改正点を、簡潔に一度言つて下さい。

○中島政府委員 改正商法の関係で申しますと、まず商法の二百九十四条ノ二という規定がございまして、この条文によりまして、「会社ハ何人ニ對シテモ株主ノ權利ノ行使ニ關シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」ということになつておりまして、もしこの利益供与がなされた場合には取り戻しを請求することができ、あるいは会社が取り戻しを請求しませんが場合には株主がその取り戻しを請求するといふような制度を設けておるわけでありませう。

それと同時に、商法の四百九十七条におきまして、それに違反して会社の金品を供与した取締役等を処罰するといふ規定を置いておるわけでありまして、両々相まって会社の金が株主権の行使に關して供与されるということ防止してあるわけでございます。

○横山委員 これは私も審議をし、その趣旨には賛成をして、それが適切な効果を上げることを心から期待をしておる中でありませう。

ただ、先般来、私のところへも陳情がございまして、それは中小マスコミ業界、業界雑誌とか、業界新聞とか、そういう業界及びその関連の印刷業界、その従業員がこの改正商法の結果大変被害を受けておる、こういう言い分なんでありませう。私は、それは株主の権利行使に關する利益供与の禁止であるから、その業界誌なり何なりが株主であるかどうか、そして株主であつて株主権の行使について利益の供与を受けているのかどうかという問題であつて、そうでなければこの商法の改正と全然別次元の問題であらう、また警察がそういうことを、二百九十四条ノ二と四百九十七条を援用して業界雑誌なり中小その他のマスコミ業界の排斥を言うはずはないでしょう、こう言つておいたのですが、この点について警察はどういう指導をしていらっしゃるのですか。

○関口説明員 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、現在私も警察といたしまして、総会屋対策の一環といたしまして、企業防衛組織あるいは各種の経済団体を通じて、各企業に対して総会屋排除、賛助金の打ち切りといふことを呼びかけているところでございませう。この場面でも私どもとして強く申し上げておきますことは、このたび新設されました商法四百九十七条の株主の権利の行使に關する利益供与の罪といふ問題でございまして、こうした違反行為が発生することのないよう、注意を喚起しているわけでございます。

もとより四百九十七条の規定は、ただいま先生から御指摘ありましたように、株主の権利の行使に關して会社の計算において利益を供与した場合に犯罪が成立するものでございませう。したがつて、警察といたしましては、その株主権の行使に何ら關係のない業界誌等の出版物の営業について、商法を盾に取り締まりを行うといふようなことは、いささかも考えていないわけでございます。

ただ、脱法的に出版物の購読料なりあるいは広告料を装いながら、実は株主権の行使に關して会社に利益供与をさせるというものもあると思われまふので、この点につきましては十分警戒を要すると思つております。

○横山委員 それは本当にごもつともなものでありまして、一体総会屋がどういふふうになつておるのだから。確かに株主である総会屋が総会屋をやめて業界誌を発行した、そして業界誌を援用してこの二百九十四条による株主権で事実上利益供与の仕事をしたといふことになりませう、おっしゃるようなことだと思つたのですが、一体総会屋はこの十月を前にしてどういふふうになつておると思われませうか。

それから第二番目に、もしそういう総会屋が業界誌に転身をしたことによつて業界誌全般に對してあなた方が目を光らせて、そういう傾向があるから業界誌も目つぱにとならなければいかぬぞとい

うことになりましたら——業界誌でもいろいろありますよ。それは知っています。いろいろありますけれども、健全な企業、産業の発展のために効果を上げておる業界誌なり業界新聞もあるわけですから、その辺の区別は十分にしたらわなければならないかと思うのです。その点についてはどうですか。

○関口説明員 まず、最初の御質問の総会屋の動きでございますけれども、私もとても非常に関心を持ちまして、その状況把握に努めているわけでございますが、多くの総会屋はいわば廃業と申しますか、その道を歩まざるを得ないというふうにも動いているやにも見受けられますけれども、ただ一面におきましては、脱法的に動こうという傾向も見られる。その一つといたしまして、出版業に転向する、あるいは政治団体を標榜する、仮装するというふうな形も見受けられるのではないかと見ております。

それから、第二の御質問でございますけれども、私も警察といたしまして、法を執行するに当たりましては、常に国民の人権というものを最大限配慮をいたしまして捜査、取り締まりに当たっているということでございます。先生御指摘のような業界誌云々ということ、そうしたものの営業そのものについて私どもがとかく申し上げるという立場でもございませんし、そこに犯罪行為、違法行為というものを見出せば、それに對しまして厳正に對処してまいる、かように考えております。

○横山委員 よくわかりました。これは企業側の立場を推測いたしますと、中には業界誌も、問題のものも恐らくなかろうではないと思えますので、この機会に企業側が商法の改正に便乗して、業界誌の広告なり購読料を、警察が言っているからといって藉口してやろうとしている嫌いなないわけではないわけなであります。いまあなたの御答弁によりまして、警察がそんな解釈はしておらず、それは企業側の問題というふうに理解をいたします。

商法の改正による効果が適正に上げられるように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○羽田野委員 御質問いたします。

○沖本委員 御質問いたします。

昼間の不在者に対して送達の手続を新しく設けるといふことに当たって、就業場所へ送達をするときにどういふ方法をお考えになったか、こういう点について御説明をいただきたいと思っております。

○中島政府委員 住居所はわかっておりまして、そこに居住しているにもかかわらず、昼間不在のために書留郵便が届かない、これを何とかする方法はないかということでありまして、まず最初に考えましたのは、普通郵便による方法かどうかということをお考えたわけでありまして。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕

普通郵便でありまして、昼間不在でありまして、その郵便受けにその郵便を入れたるというようにいたしますれば、帰宅をいたしました受送者様がこれを見ることができるわけでありまして、確かにその点は実質的であるわけでありまして、まずその点を考えた。

それから、現在の郵便法規等によりまして、書留郵便を配達いたしました、全戸不在等のために送達できないという場合には、それを持ち帰って郵便局にため置く。そして不在配達通知書というものを置いてきてまして、それによって受送者から都合のいい日時を通知してもらってもう一度送達をする、あるいは郵便局の窓口に取りに来てもらうということになっておるわけでありまして、それにもかかわらず、郵便局に取りに行かない、あるいは都合のいい日時を通知しない受送者が多いわけでありまして、むしろ郵便局の方で何度でも郵便物を持っていてももう一方の方法はとれないかというふうなことも考えました。

さらには、サラリーマンでありますと、日曜日とかあるいは休日、あるいは夜間というふうな場合には在宅をしておることが多いのでありますから、そういう配達日時を指定して配達してもらう

という制度はとれないか。そればかりでなしに、諸外国の制度、その他いろんなことを検討したわけでございます。

○沖本委員 その手だてについていろいろと御検討があったわけですが、具体的に問題点になるというものはどういふことが多く問題になったかということをお聞かせ。

○中島政府委員 最初に申し上げました普通郵便による方法でありますけれども、これは確かに現実の問題として届いておる、受送者に届くというところは、かなりのパーセント期待できるわけでありまして、やはり送達という以上は、法定の手続によって書類を届けるというだけではなしに、そのことを公証するということが必要ではないか。でありますからこそ、現在では特別送達による書留郵便という方法をとって、そして送達報告書というものを裁判所に提出するということがなっておりまして、だれにいつその書類を交付したかということがはっきりと証明できるような方法をとっておりますので、普通郵便による場合にはその方法に欠けるわけでありまして、必ずしも適切でないということになったわけでありまして。

さらに、郵便法規を改正するという方法につきましては、郵政当局の事情にもよるわけでありまして、やはり人員、体制の問題その他、郵政当局としては現状ではその方法は無理である、困難であるということ、話が進まなかったわけでありまして。

○沖本委員 この問題で、最近ではIBMの問題、刑事事件ですけれども、そういうのがありまして、とくに外国の問題、違ひとかあるいはその問題点がいろいろ指摘されたりすることがあるわけですから、諸外国のこういう制度についての対応というものはどういふところがあるか。ヨーロッパないしアメリカの問題について、御研究になった点、御検討した点があれば教えてくださいたいと思います。

○中島政府委員 主要な立法例につきまして、私の方で承知しておる点を若干申し上げてみます。

と、まずドイツの制度でありますけれども、受送者が不在の場合には、当該建物に居住しておる家主、貸し主等に補充送達をすることができるといふことで、まず補充送達できる者の範囲を日本の場合よりも広げております。それから、その場合には、そういった者に文書を交付したというところの告知書を普通郵便で送るといふような扱いになっておるようでございます。それから、そういう方法により得ない場合には、近隣者に文書の写し等を交付しまして、そしてその受送者の住居の扉に、近隣の何某に文書の写しを交付してあるということを書きつけまして、それによって送達の効力が生ずるといふような方法も認められておるようでございます。

それから、フランスの場合でありますけれども、フランスの場合にありまして、送達は近隣者に写しを交付することによって効力を生ずる。そして、送達に來ましたが不在であったので、近隣者の何某に写しを交付してありますという來訪告知書をその者の住所に残しておくという方法がとられておるようでございます。

それから、アメリカでございますが、アメリカは各州でさまざまな制度がとられておるようでございます。すべてについて十分承知しておるわけではございませんけれども、その中の一例といたしましてミシガン州の制度というのがございますが、執行官が何回か住居所等に赴いて送達を試みるわけでありまして。あるいは最初のときに十時に行けば、その次は十一時に行ったり、少し時間をずらして行くというところで何回もやりまして、相当地数回真摯な努力をしたにもかかわらず受送者が不在等で送達ができなかったという場合には、裁判所に対して相当な努力をしたにもかかわらず送達ができなかったという旨の宣誓供述書を差し出すわけであります。裁判所はこの宣誓供述書を徴した上で送達書面を戸口に張りつけるという送達方法を許可する、それによって送達が行われておるといふような制度がとられておるようでございます。

○沖本委員 いまの民事局長のお答えの中にも、省力化あるいは経費を削減するためというふうなお答えがいろいろあつたわけですが、現在の執行官の送達について、アメリカの場合は何度もしたということになりますけれども、執行官の送達の活用がでなくなつたあたりはでない、こういう問題についてお答えをいただきたいと思ひます。

また、執行官による送達を、いまだに経費を節約するという意味でなしに、充実にさせていく、そういうことをする、ついでにはどんな障害があるのかという点を御説明いただきたいと思ひます。○川寄最高裁判所長官代理者 執行官による送達は、実は昭和四十一年十二月の執行官法制定を契機にいたしまして、できる限り郵便による送達へ切りかえていくという方向に取り扱いが進んできたわけでございます。

そのような方向に進んだ理由を簡単に申し上げますと、執行官法によつて執行官の国家公務員性が強化されました。執行官の任用資格も行政職（表四等級以上と定められたわけ）であります。このような関係もありまして、執行官の事務は送達も含めていろいろございまして、何と申しましても、事務の中核は差し押さへ、不動産の売却等の執行事務でございます。このように執行官法を整備する以上は、執行官の職務内容につきましても、その本来の職務に専念する方向がよろしかろう、職務の純化と言つておりますけれども、その純化を進めるべきだということから、送達事務はできる限り郵便による方向に流れてまいつたわけでありまして、その結果、民事送達も、当時と比べまして、現在五分の一くらいに減つてまいつております。

それにいたしましても、現在民事送達だけで十万件近くまで行つております。そのうち、裁判所の命令によりまして夜間送達を行つておるのが二万五千件強までございます。これは裁判所から命ぜられまして、執行官としてはそのとおり送達を行はなければならないわけですが、そういうような

実情にございまして。でありますから、現在昼間不在者に対する送達につきましましては、執行官による夜間、休日の送達が効果があることは十分わかりますけれども、これを原則化したとしますと、先ほど来申し上げております執行官の事務の純化という意味からは逆行するわけでありまして、私どもはその方向は望ましくないと考えておるような次第でございます。

○沖本委員 日弁連の意見書を参考に読ませていただいたわけですが、その中にも、書記官、裁判官の充実は執行官の充実にいうことが原則である、そういうことをなおざりにしてというふうなことが書いてあつたように思ふわけですが、そういう点から考えますと、俗に言ひますと、けさほどお話がありました、請負金額が非常に安い、そのために嫌うというふうな点とかいろいろあつて、そういう点を考えますと、結論的には、これも執行官の職務ということになりますから、安過ぎるということでは嫌である、この点であれば、手数料をもつと上げたらどうかという点も考えられるわけですが、そういう点を十分手当てした後に、あるいは検討した上でこういう方法をとるべきではないかということになりますけれども、適正額を上げて従来仕事を十分にさせるという点はどうか。

あるいは、最近執行官がしばしば事件を起こして問題になるという点もあつた。そういうものと比べていくと、何かこのことだけ忌み嫌つて、そういうことの方に力を入れていくという点、あるいは執行官の仕事を手伝う人夫の人たちがいろいろ代行して間違いを起こすこともよくあるわけですから、そういう人たちがなかなかこういふことに使えないという点もあることから、夜間送達なりを執行官自体が忌み嫌つていくという方向に流れていくという点があるのじゃないかという点も考えられるわけですが、そういう点についてはどうなのでしょう。

○川寄最高裁判所長官代理者 先ほどちょっと申し落としたが、執行官法の改正前には執行官の仕事に代理する執行吏代理という制度がございまして、これは二百数十人おりました。この執行吏代理というのが大体送達事務を担当していたわけでございます。この送達代理の職種の改正のときに廃止されました、直ちに解雇するわけにまいりませんので、執行官臨時職務代行者という形で残したわけでございますけれども、これは暫定的な経過措置でございますために、だんだん減る、最終的にはゼロになるという運命にあるものであります。現在これが二百四十名が二十六人に減つてきておる。ということは、送達担当の主力であつた送達代理がそれだけ減つてしまつたというところでございます。そのような背景もあるというところを御了承いただきたいのであります。

なお、その手数料との見合いの問題でございますが、確かに執行官に聞いてみますと、夜間送達などを実施した場合、それは初めての場所でありまして、夜一度行つて一通に目的の家にたどり着くことはまず至難のわざだ。昼間一遍見ておいて、確かめて夜行くというふうになつたという点に着けなければ、こう言つておられます。そのような手数料がかかる事務であることを前提にいたしますと、現在の手数料の定めは非常に安いというふうには言わざるを得ないわけでありまして。

いま、夜間に、たとえば五キロくらいの場所への文書の送達をいたしたといたしますと、大体二千三百円ぐらいの手数料、旅費がもたらえるということになつております。これで見合はないということ、これを二倍にし、あるいは三倍にすればどうかということになるわけでありまして、これはどうしても特別送達による料金八百六十円との見合いの問題がありまして、これとは無関係に執行官送達の手数料を上げるわけにもまいらないうことを申し上げて、御理解をいただきますというふうに思ふわけでございます。

○沖本委員 いまの執行官送達という面と、これに載つております就業場所への送達ということとの関係性は、どういふふうになっておりますか。

○中島政府委員 送達の基本は、住居所における送達が第一義であります。住居所における送達のうちでも昼間の送達がまず基本であります。それで、昼間不在等のために昼間の送達ができないというところになりますと、その次に考えるべきことは、夜間あるいは休日の住居所等における送達ということになりますので、執行官による送達が支障があるかどうかということが、その次に考えなければならぬ問題であります。住居所等において執行官による送達が支障なく行えるという事情にありますれば、それを行う。それに支障があるというところでありますれば、就業場所における送達を考える、こういう順序にならうかと思ひます。

○沖本委員 この昼間不在あるいは夜間の住居地という問題に絡んで、不在であるということの理由でこの送達の方法を変えるわけですが、余り確かめもせずに、結局はいないというところの方法をとつていくということが考えられるのじゃないか。そういう点については、確実にしていくという方法をおとりになつたわけですか。

○中島政府委員 通常の場合でありますと、原則であります住居所等に対する送達を行うわけでありまして、その住居所等における送達が不在のために不能であるということと送達できないことを置いてくるわけでありまして、もし受送達者がその書面を手に入れたとすれば、都合のいい配達日時を指定して再配達をしてもよろしい、あるいは郵便局へ取りに行つてもらえばいいわけでありまして、そういう機会を与えたにもかかわらず裁判所に書類が返つてきたという場合に、初めて次の段階に移ることになるわけでありまして、手続としては非常に慎重に行われておるというふうなことを申し上げておきます。

○沖本委員 就業場所での送達を実施するには、いまおっしゃつたように、事前に送達書類の受け取り方を勧告して、受け取らない場合には就業場所において送達を行うということを普通郵便で通知

する、これは先ほどもあったのですが、もう一つのみ込みにくいのですが、この点について。

○中島政府委員 たいだいま申しましたように、不在であります場合には不在配達通知書というものを置いてくるわけでありまして、それにもかかわらず当事者から何の連絡もないために郵便局では裁判所に書類を返して、還付してやるということになります。そういったしますと、その次に、休日なり夜間送達の場合かどうかという問題がありますけれども、就業場所に対する送達という段階に移るわけでありまして、その前にもう一度、普通郵便等で送達者に対して、住居所に対する送達をしたけれども不在のために不能だった、今度はいよいよ就業場所に対する送達をすることに

なりますよというのをさらに通知してはどうかという御提案かと思うわけでありまして、このことも、理論的には確かにそういう方法も考えられるわけでありまして、私もその感じをいたしましては、そこまでする必要があるのだからかという点であります。

何度も繰り返して申し上げるようでありまして、けれども、不在でありました場合には、不在配達通知書というものを置いてくるわけでありまして、それは自分の郵便受けの中に入り込まれてあるわけでありまして、帰宅した受送者はそれを見ることが出来るわけでありまして、でありますから、それに対して郵便局に何らかの連絡をとるということが出来るはずであります。それをしないでおいて裁判所へ戻ったということになるわけでありまして、あるいは十日が短いということであれば、その間長期出張中であつたということであれば、裁判所に連絡をして、自分のところには裁判所から書類が来ておるらしいけれども、郵便局のとめ置き期間の間には自分出張中で留守にしておつたから書類を受け取ることができなかった、どうしたらいいんだというところで連絡をしてもらえばいいわけでありまして、それもしないでいる受送者に対して、今度はいよいよ就業場所に対して送達をいたしますよというところを通知

してやるということは、これは受送者の利益を余りにも考え過ぎているということにならないだろうか、制度としてのバランスとしてどうだろうかというのを感じておられます。

○沖本委員 就業場所に対する送達の結果、送達を受ける人がいろいろな問題なりあるん時点では不利益を受けた、こういうことが出てきた場合に、たとえて言うなら名誉棄損を負つたとか、そういうことになるわけですが、そういう場合には国家賠償責任を追及することが出来るのかどうかです。そういう点はどうかですか。

○中島政府委員 就業場所における送達という制度を今回新設いたしました場合に、従来と変わりますのは、場合によつては就業場所において、受送者に対して裁判所から書類が届くということとが雇い主あるいは同僚に知れるということとが雇い主あるいは同僚に知れるということとが就業場所における雇い主あるいは同僚等に知られたことによつて何らかの不利益を受ける、名誉棄損とかそういう事態が起るということとは、ちよつと考えるに、いさぐちでありますけれども、抽象的に仮にそういう不利益が起つたという場合を考えてみても、就業場所における送達というものが民事訴訟法上許された制度であるということになりますと、その要件を満たした送達が行われた以上は、これは適法な行為といふことになるので、それによつて国家賠償の責任が生ずるといふことは、ちよつと考えるに、いさぐちと思ひます。

○沖本委員 これは考えにくいけれども、起きないとは限らないわけですね。ですから、そういう場合には、その問題の受け皿的なそういう方法を考えることは必要ないのか、もうそういうことは論外であるというふうにお考えなのか、どちらなんですか。

○中島政府委員 現在あらゆる場合を想定するということができませんので、あるいはそういう場合が起るのかというふうにも思ひますけれども、いま通常の事態をいろいろ思ひめぐらしてみ

ましても、適法な行為でありますから、それによつて国の不法行為が成立するという場合はないというふうに考えます。

○沖本委員 就業場所といつても、ほんまいろいろありますね。個人経営的な就業場所もあれば、小人数の企業の就業場所もありますし、あるいは大きなビルの中の就業場所もありますし、そういうことを、大企業のようなところというわけでもないことを、文書の送達なり何なりといううなことを社員に於て一括してやつておるようなところでの送達、非常に本人に行き届く期間が、郵便物なんかですと早く行くことはあるでしょうけれども、人の手を経ていく、いろいろな目を通していくというふうなことも考えられますし、この新しい制度ができて動き出すと、やはり企業の方もそういうことを承知してもらうというこの必要もあるということになります。そういう種々の段階に従つていろいろな場合を想定した検討はなさつたわけなんですか、どうでしょう。

○中島政府委員 事前に想定できる限りにおいて、いろいろの場合を想定して検討したわけでありまして、具体的な制度が動いてみまると、また思ひもかけなかった事態というものもあるいは出てくるかもしれないというふうな考えをおるわけでありまして、その場合には、改めてその事態において、郵政当局と裁判所とか関係者が協議して適切な措置をとつていただきたいというふうな思ひわけでありまして、これがもし立法によらなければ解決できないということになりますれば、私どもの方でその点を検討しなければならぬというふうな思ひます。

○沖本委員 これは国民が周知しなければならぬ問題でもあるわけですが、さりとて、国民が周知するほどいふに当たらなかつたときに、う場面に遭遇する人もこういう場合にはまた限られてくるという点にもなるわけですが、それどころで、そういう点の改正について、それそれのところであ

わつていくということを徹底することなのか。法律が改正されて、そのままでいい、もう問題が起つたときだけにこういう法律の適用を受けて行われていく、在来から行われておつた、それが本人が不在というやうな問題からいろいろと問題が展開して、現状のものがこういうふうに変えられていくという形にあるのか、その点はどうかですか。

○中島政府委員 国民の皆さんにかなり関係のある事柄であるというふうな思ひますけれども、この法案を公表いたしました際に、各新聞がこの記事を取り上げて解説をし、批評をしたといううなこともあつたわけでありまして、今回の法律が成立をいたしましたならば、また各紙いろいろと取り上げて解説をしてくれると思ひますけれども、私も、私どもも積極的に、その制度の趣旨なり運用の実態なりというものを国民の皆さんに知つていただくために努力をいたしたいと思つております。

○沖本委員 就業場所における送達の運用について、たとえば参議院の御質問の中に、官庁の書類の中でホチキスでとめておるものがある、そのホチキスを外して中身を見て、またホチキスでとめておけばわからないという面もありまして、そういうことがあつたかと思ひますが、それはやんの質問の中にあつたと思うのですが、それはやはり考えられることだから十分指導しなければいけないといううな答えがあつたと思ひますけれども、そういうことで通達をお出しになるのか。その通達を出す場合に、ポイントはどのうな点にポイントを置いておやりになっているのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○川寄最高裁判所長官代理者 たいだいまの送達実務の中で、ホチキスによる封というものが一部で行われていたことは事実でございます。ただ、今回の法律が制定されますと、就業場所への送達というものが行われる。いわば送達受取人からすれば、自分の支配圏外で送達が行われる。というこ

とは、自分の支配圏内の人ではない、外の人に知られるおそれがあるということでありますので、その就業先への送達の場合にはホチキスではなく、のりづけで厳封するように指導をしていきたい、そのつもりで送達事務の実施要領というようなものを作成している現状でございます。

○沖本委員 調書作成の省略及びこの判決書の記載を簡素化していくという問題で、西ドイツにおいても調書の記載の省略や判決書の記載の簡素化が進められているというふう聞いていますのでございしますが、どういふふうな概要なんでしょうか。

○中島政府委員 一九七六年のいわゆる簡素化法のことをおっしゃっておるのであると思いますが、けれども、その簡素化法によりますと、ドイツの民事訴訟におきましても、調書の省略あるいは判決の記載の簡略化ということが認められているようであります。

調書の記載の省略につきましては、証人調書あるいは検証調書等につきまして、今回のこの改正法案よりもっと緩やかな要件で省略が許されるというような規定になっておるようであります。それから、判決書の記載の簡略化についてでありますけれども、これについても、重要でないもののについては引用が許されるということでありまして、現在改正法で問題になっておりますような証拠の標目と申しましうか、証拠の記載、指示等については引用が許されるというようなことになっております。

○沖本委員 改正前の取り扱いを、控訴の提起に伴う執行停止の保証等の例でわかりやすい例があれば、教えていただきたいと思うのです。

○中島政府委員 ちよっと、もう一度御質問を伺わしていただきたいと思ひます。

○沖本委員 民訴法の五百十三条の改正関係と、それから改正前の取り扱いを、控訴の提起に伴う執行停止の保証をわかりやすく御説明願ひたい。

○中島政府委員 民訴の五百十三条という規定でございますが、これはいまおっしゃいましたように、に、執行停止等の場合に保証を立てる必要がある場合の規定でございます。従来の扱いといたしましては、その保証は供託所に積むわけであります。そしてその供託所から供託書の正本というものをもらひまして、これが供託をしたということの証明になるわけであります。それを裁判所に届けるということになるわけであります。それによつて供託の効果が発生するということになるわけでありまして、前回の民事執行法の改正及びそれと同時に進められた整理法におきまして、民事執行法の十五条というものが制定され、民事訴訟法の百十二条というものが改正されたわけであります。その改正の内容は、ごく大ざっぱに申しますと、従来は担保を供する供託所は理論的にはどこでもよろしいということになっておりましたのを、「担保ヲ供スベキコトヲ命ジタル裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ノ供託所」というふうに制限をしたわけであります。しかし一方、従来はその供託所から供託書の正本をもらつて、それを裁判所に提出しなければ担保を積んだ効果が生じなかつたものを、供託所に供託さえすればそれで供託の効果は生ずるということにしたわけでありまして、民事訴訟法の五百十三条というのはそれと同じような規定でありますので、その際に民事訴訟法の五百十三条も同じように改正をしなければならなかつたわけであります。しかし、これは全く技術的な問題から、そのときには五百十三条の改正ができなかつたわけであります。ところが、五百十三条の三項というのはただいま申しました民事訴訟法の百十二条というのを準用いたしておりましたので、五百十三条も実質的には百十二条の改正とともにただいま申しましたような内容に変わつてしまつたわけであります。ところが、形式的に五百十三条の一項と二項というものが残つておつた。そこで今回、この点を形式的な面も改正してすつきりした形にさせた、するということでございます。

具体的な形で申しますと、けさほど稲葉委員から挙げられました例で御説明をいたしますと、新潟の地方裁判所で一番の判決があつた、仮執行宣言がついておる、この仮執行を停止したいということで、東京の高等裁判所に控訴の申し立てをいたします。そこで執行停止決定をもううわけでありまして、従来であります、その執行停止決定をもらひますと、その中に書いてありますその執行停止決定というのは、金幾らの担保を供することとを条件として執行を停止する、こういう決定でありますから、金幾らを供託しなければならぬわけでありまして、その供託は日本全国どここの供託所でも供託してもよろしいということになるわけでありまして、それを供託所から供託書の正本をもらつて、そして裁判所に届けなきゃなりません。その裁判所はあるいは新潟の、執行裁判所が主でありましようから、新潟の地方裁判所に届けるということになるわけでありまして、

ところが、今回の改正によりまして、新潟の判決に対して東京高裁に控訴して、東京高裁で執行停止決定をとりましますと、その執行停止決定の効力を発生させるための供託は、東京高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所でありましますから、東京地方裁判所の管内の供託所でない供託することができない、こういうことになるわけでありまして、しかし一方、その供託することによつて執行停止決定は効力を生ずる、こういうことに民事執行法の改正によつて変わつておつたわけでございますが、今回の五百十三条の改正によりまして、それに執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所というものをつけ加えたわけでありまして、でありますから、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所においても供託することができるといふことになりました。民事執行法施行後現在までに比べれば、この部分が供託所がふえたということになるわけでありまして、

○沖本委員 用意したことはほとんど伺つたわけでありまして、あとはまた他の質問者のお話を聞きます。

ながら勉強したいと思ひます。

○太田委員長代理 次回は、来る十日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会